

令和6年（2024年）2月29日（木曜日）

第 3 号

令和6年第1回北海道議会定例会会議録

第3号

令和6年（2024年）2月29日（木曜日）

議事日程 第3号

2月29日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第86号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（98人）

議長 100番 富原 亮 君
副議長 81番 稲村 久男 君
2番 石川 さわ子 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 今津 寛史 君
7番 木下 雅之 君
8番 黒田 栄継 君
9番 小林 雄志 君
10番 高田 真次 君
11番 武市 尚子 君
12番 千葉 真裕 君
13番 角田 一 君
14番 鶴羽 芳代子 君
15番 戸田 安彦 君
16番 早坂 貴敏 君
17番 藤井 辰吉 君
18番 前田 一男 君
19番 水間 健太 君

20番 和田 敬太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 鶴間 秀典 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 渕上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 植村 真美 君
38番 佐々木 大介 君
39番 滝口 直人 君
40番 林 祐作 君
41番 檜垣 尚子 君
42番 宮下 准一 君
43番 村田 光成 君
44番 渡邊 靖司 君
45番 浅野 貴博 君
46番 安住 太伸 君
47番 内田 尊之 君
48番 大越 農子 君
49番 太田 憲之 君
50番 加藤 貴弘 君

51番	桐木茂雄君	86番	平出陽子君
52番	久保秋雄太君	87番	花崎勝君
53番	佐藤禎洋君	88番	三好雅君
54番	清水拓也君	89番	村木中君
55番	千葉英也君	90番	吉田祐樹君
56番	道見泰憲君	91番	田中芳憲君
57番	船橋賢二君	92番	松浦宗信君
58番	丸岩浩二君	93番	中司哲雄君
59番	笠井龍司君	94番	藤沢澄雄君
60番	中野秀敏君	95番	村田憲俊君
61番	池端英昭君	96番	吉田正人君
62番	菅原和忠君	98番	伊藤条一君
63番	中川浩利君	99番	高橋文明君
64番	畠山みのり君	欠席議員（2人）	
65番	沖田清志君	1番	山崎真由美君
66番	笹田浩君	97番	喜多龍一君
67番	白川祥二君	<hr/>	
68番	新沼透君	出席説明員	
69番	阿知良寛美君	知事	鈴木直道君
70番	田中英樹君	副知事	浦本元人君
71番	中野渡志穂君	同	土屋俊亮君
72番	真下紀子君	同	濱坂真一君
73番	荒当聖吾君	公営企業管理者	天沼宇雄君
74番	森成之君	病院事業管理者	鈴木信寛君
75番	赤根広介君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	山本倫彦君
76番	佐藤伸弥君	総務部職員監	谷内浩史君
77番	池本柳次君	総務部危機管理監	古岡昇君
78番	滝口信喜君	総合政策部長	三橋剛君
79番	松山丈史君	総合政策部 次世代社会戦略監	水口伸生君
80番	市橋修治君	総合政策部 地域振興監	菅原裕之君
82番	梶谷大志君	総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
83番	北口雄幸君		
84番	広田まゆみ君		
85番	高橋亨君		

環境生活部長	加納孝之君	総務課長	岡内誠君
環境生活部 アイヌ政策監	相田俊一君		
保健福祉部長	道場満君	選挙管理委員会 事務局長	上田哲史君
保健福祉部 感染症対策監	佐賀井裕一君		
保健福祉部 子ども応援社会 推進監	野澤めぐみ君	人事委員会 事務局長	佐藤則子君
経済部長	中島俊明君	警察本部長	鈴木信弘君
経済部観光振興監	榎信彦君	総務部長	尾辻英一君
経済部食産業振興監	仲野克彦君	警備部長	野手敏光君
経済部 ゼロカーボン推進監	今井太志君	総務部参事官 兼総務課長	鈴木直人君
農政部長	水戸部裕君		
農政部 食の安全推進監	野崎直人君	労働委員会 事務局長	田辺きよみ君
水産林務部長	山口修司君		
建設部長	白石俊哉君	監査委員事務局長	佐藤隆久君
建設部建築企画監	細谷俊人君		
会計管理者 兼出納局長	森隆司君	収用委員会 事務局長	表谷吉恭君
企業局長	辻井宏文君		
道立病院部長	岡本收司君	議会事務局職員出席者	
財政局長	木村敏康君	事務局長	佐々木徹君
財政課長	松林直邦君	議事課長	本間治君
		議事課長補佐	松村伸彦君
教育委員会教育長	倉本博史君	議事係長	小倉拓也君
教育部長 兼教育職員監	北村英則君	議事課主任	古賀勝明君
学校教育監	山本純史君	同	成田将幸君

午前10時27分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

千葉英也 議員

道見泰憲 議員

船橋賢二 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第86号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第86号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

笠井龍司君。

○59番笠井龍司君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

私は、自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

それでは初めに、新たな総合計画に関し、まず、計画原案の取りまとめの考え方についてであります。

このたびの原案では、道が昨年（2023年）の第4回定例会で示した素案に肉づけがなされ、計画全体のフレームが整えられるとともに、具体的な政策の方向性や各政策の目標値が掲げられ、道の策定する様々な計画の最上位に位置づけられる新たな総合計画の大枠がほぼ明らかになりました。

このたびの原案は、これまで積み重ねてきた議会議論や北海道総合開発委員会での審議も経て取りまとめられ、本道の今後の方向を指し示すものとなっており、今年夏頃の成案決定後、計画に基づく取組が本格的にスタートすることになります。

その際、重要となるのは、道の政策推進に関する姿勢であります。

計画の目指す姿は、世界、日本を変えるとともに、道民一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくることを掲げておりますけれども、本道は179市町村の個性で成り立っており、世界に向かって北海道全体が発展していくためには、それぞれの地域が持続的に発展していくことが特に重要です。地域を起点に、地域の実情や様々な関係者の声を基に、計画に基づく具体的な政策を推進していく姿勢が求められるところであります。

そのような姿勢をこの計画にどのように位置づけ、そして、そのような姿勢を、今申し上げたどのように位置づけるかと併せて、推進していくその考え方、その点について、知事の所見を伺います。

次に、地域の発展について、その方向性について、方策でありますけれども、このたびの総合計画原案には、今後の人口推計や展望が示されておりますが、少子・高齢化が一層進むことなどから、本道の人口が2035年に456万人となる見通しが明らかにされております。

こうした厳しい状況の中で、計画に基づく具体的な政策を着実に推進していくためには、道内

各地域の個性や特性に応じた地域ごとの政策をしっかりと議論し、形づくっていく必要があるわけであります。

総合計画で示されている地域づくりの基本方向を、地域ごとにさらに具体化するものが連携地域別政策展開方針であり、今後、その策定作業が本格化していくものと考えられるわけでありますけれども、地域の視点に立った北海道全体の政策を推進していくためにも、各地域がそれぞれの潜在力を引き出す地域独自の取組が必要であり、それらは計画本体と車の両輪の関係に立つものと考えます。

こうした観点から、知事は、地域における政策展開の具体像を今後どのように構築していく考えなのか、また、来年度の組織機構改革で地域振興監を総合政策部長が兼務することとされているわけでありますけれども、どのような考えに基づくものなのか、併せて伺います。

次に、地震・津波対策であります。

今年の元日に北陸地方を襲った令和6年能登半島地震では、多くの家屋が倒壊するとともに、土砂崩れなどで道路網や上下水道、電気などのインフラが寸断され、高齢化が進んだ多くの集落が孤立し、支援の手が届かないもどかしい状況を目の当たりにすることになりました。

しかも、厳冬期の災害であり、悪条件が幾重にも重なったまれに見る大震災であります。一日も早い復興を願わずにはおられません。

本道でも、このたびの被災地に類した地理的条件の地に集落が形成されている、そうした場合も少なくないことから、防災関係者はもとより、多くの道民の方々にとっても、自分事として真剣に受け止め、危機感を強められたものと考えられるわけであります。

今回の震災から学ばなければならないことは、建物の耐震補強や各種インフラの強靱化、避難が長期化する場合に備えた防災用品や食料備蓄の在り方、災害発生時の支援体制、受援体制、原子力防災など、多岐にわたります。

本道でも、被災地への支援を進めつつ、今回の震災とその対応から得られる貴重な知見や教訓を、道や道内の市町村の防災計画や防災体制等に逐次反映させるとともに、津波避難タワーをはじめとする施設整備を急ぐ必要があるわけであります。

道は、このたびの能登半島地震を踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、財政運営についてであります。

道は、このたび、新年度予算の編成を踏まえた今後の収支見通しと実質公債費比率の推計を公表いたしました。昨年の11月に示した見通しと比べると、収支不足額は、令和6年度こそ乖離がなかったものの、令和7年度以降は乖離が拡大し、また、実質公債費比率についても、令和8年度以降、高水準で推移をする見通しとなっています。

このたびは、国債の予算積算金利が1.1%から1.9%へと大幅に引き上げられたことを受けて、道も推計金利を1.9%に設定したことで、利子負担が後年度に大きく膨らんだ、そういったことであります。

今回の収支見通しは、想定金利水準が継続するとするなど、一定の条件を置いた機械的な試算であり、金利動向をはじめ、社会経済情勢の変化に伴う様々な要因で今後大きく変動するものであるということは承知しているものの、結果として、厳しい見通しとなったことは、重く受け止める必要があります。

しかしながら、取り組むべき道政課題が山積しており、財政状況がこれ以上悪化し、本道の将来を見据えた政策を打ち出せなくなることはあってはならないと考えるわけでもあります。

知事は、こうした状況を踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、委託業務における不正防止への対応についてであります。

昨年は、委託業務に関連する不正事案が相次いで発生をいたしました。契約の相手方の意図的な行為があったとはいえ、こうした事案の発生を未然に防ぐことができなかつたことは、道政への信頼を損ないかねない、ゆゆしき事態であります。

道は、こうした事案の発生を踏まえ、昨年からは、再発防止に向けた履行状況の現地確認など、様々な再発防止に向けた取組を新たに行ってきたと聞いております。

しかし、今後、不正防止に向けた各般の取組の実効性を確かなものにするためには、事業を執行する各部局の体制強化をはじめとする牽制機能の一層の強化など、さらなる対策の充実が必要と考えます。

道として、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、契約関係書類等の保存期間の適切な設定であります。

道は、委託料の過大請求を行った人材派遣会社に対し、2018年から2022年度までの5年間に過大請求されていた委託料の返還請求を行いました。同社には2018年度以前から委託業務を発注しており、過大請求が5年以上にわたって行われていた可能性が否定できないわけでもありません。

しかし、道は、委託業務に関する契約書等関係書類の保存期間を5年としていたことから、本来、返還請求できる可能性のあった過大請求を特定できず、返還を求めることができなかつたと聞いているわけでもあります。

今後、道は、こうした事態を繰り返すことがないように、少なくとも、民法上の一般債権消滅時効と整合が保てるよう、財務規則等で定める契約関係書類や補助金交付関係書類の保存期間等を見直すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、子ども施策についてであります。

令和5年の全国の出生数は、過去最少となった一昨年の約77万人をさらに下回ると見込まれています。

国は、昨年12月、次元の異なる少子化対策として、こども未来戦略をまとめるとともに、こども基本法に基づき、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱を策定し、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指していくこととしています。

道は、平成16年に、全国に先駆けて、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を制定し、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に向け、様々な取組を進めてきていますが、さきの定例会で、我が会派から、こども大綱を踏まえた条例の見直しについて伺い、知事からは、速やかに見直しの必要性を検討するとの方針が示されたところであります。

道内では、全国を上回る少子化の進行はもとより、子どもの貧困対策やヤングケアラーへの支援など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。

道は、少子化対策推進条例や、子どもの学びと成長の環境を整えることなどを基本方針としている北海道総合教育大綱を見直すとともに、本道の実情を踏まえた新たな子ども計画の策定など、今後の子ども政策の方向性を道民や市町村に示し、庁内が一体となってこどもまんなか社会を先導していく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、野生鳥獣対策についてであります。

去年は、人里へのヒグマの出没が相次ぎ、警察への通報は4055件に上り、出没地域では、住民の皆さんの不安をかき立て、学校の休校など大きな影響が生じました。幌加内町の朱鞠内湖では釣り人が、福島町の大千軒岳では登山中の学生がヒグマに襲われ、亡くなるなど、痛ましい事故も発生しております。

また、エゾシカについては、推定生息数も農林業被害とも増加傾向にあるとともに、昨年度は交通事故と列車運行支障の件数がいずれも過去最多となるなど、影響はかつてなく高まっており、我が会派としても強い危機感を持って議会議論を重ねてきたところでもございます。

道では、本年1月から、エゾシカ対策推進条例に基づく初の緊急対策期間を設定するとともに、2月からは、市町村が行うヒグマの春期管理捕獲に対する支援制度を新たに創設するなど、対策の強化やヒグマ管理計画の充実に向けた見直しを進めており、来年度からは担当職員の増員を行うとともに、本定例会にも関係予算が計上されています。

深刻化する野生鳥獣対策に対応するため、今後どのように取り組んでいくのか、また、対策を着実に進めていくためには、組織体制の一層の強化を図り、各部が連携して取り組むことが必要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、ハーフライフル銃についてであります。

国は、猟銃を使用した殺人事件の発生などを受け、銃規制の強化に向けた銃刀法改正が検討されており、本道でエゾシカやヒグマの捕獲に使用されるハーフライフル銃が免許取得後10年は所持できなくなる見込みであることから、今後の捕獲や課題となっている人材確保への影響が指摘をされています。

道は、国に対して、本道の鳥獣対策に影響が生じないように要請していますが、要望内容が確実に実現されるよう、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、交通政策に関し、ライドシェアであります。

国は、昨年12月に開催したデジタル行財政改革会議で、一般のドライバーが自家用車を用いて

有償で旅客を輸送する、いわゆるライドシェアを今年4月から認める方向で検討を進める考えを明らかにしました。

コロナ禍でタクシードライバーが減少したところに観光需要が急回復したため、需要に十分応えられない地域が道内でも出てきています。

また、JRやバスといった公共交通機関の減便や廃止が進み、タクシーが貴重な公的交通手段となっている地域では、国の新しい動きを歓迎する声も上がっています。

一方で、関係業界からは、運行の安全確保を懸念する声や既存事業者の経営を脅かしかねないといった声も上がっており、最後の公的な交通手段が崩壊しかねないとの危機感が広がっています。

道は、こうしたタクシー事業者や利用者の方々の様々な声に丁寧に耳を傾け、地域の実情に即した公的な交通を確保する必要がありますが、今後、道としてどのように対応していくのか、考えを伺います。

次に、行政のデジタル化等に関し、まず、市町村のデジタル化への支援についてであります。

昨年12月に国の地方制度調査会が取りまとめた答申では、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの進展を踏まえた対応が大きなテーマとされ、地方公共団体の業務改革や必要なデジタル人材の育成確保の重要性が強調されています。中でも、単独ではデジタル人材の確保が難しい市町村については、都道府県が人材面から支援する必要があるとしています。

市町村でデジタル化が進まなければ、地域における行政以外の分野での波及を期待することも難しくなり、道が進めようとしている北海道Society 5.0推進計画に基づく取組や、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン案で描いているデジタル関連産業等の集積効果の地域への波及も難しくなることが懸念されます。

道は、まず、市町村のデジタル化を人材や情報提供等の面で積極的に支援する必要があると考えますが、道は今後どのように対応するのか、伺います。

次に、人材育成基本方針についてであります。

国は、先ほど申し上げた地方制度調査会における議論などを踏まえ、令和5年12月に人材育成基本方針策定指針を大幅に見直し、新たに、人材育成・確保基本方針策定指針を定め、人材の育成や確保、職場環境の改善、さらにはデジタル人材の確保育成に関し、自治体において基本方針を改正する際の考え方や留意事項を示したところであります。

道では、平成28年に新・北海道職員等人材育成基本方針を策定されていますけれども、人材の確保や職場環境に関する取組、デジタル人材の育成については盛り込まれておらず、また、人事施策の中長期的な方向性については、この基本方針とは別に、人事施策に関する基本方針を定めていると聞いているわけでもあります。

地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中、優秀な人材を確保し、市町村のデジタル化支援をはじめ、様々な行政課題に対応するためには、人材の育成確保からその活用までが有機的に結びついた総合的な人事施策を展開していく必要があると考えます。その点、重要と考えるわ

けでありますけれども、現在の基本方針を早急に見直す必要があると改めて考えます。

道は、今後どのように対応するのか、その考えを伺います。

次に、生成A Iについてであります。

道は、生成A Iに関するガイドラインを昨年10月に定め、道庁内で生成A Iの試行的な活用に関する取組を進めていますが、担当部局によれば、試行期間を本年3月末までとしている関係で、来年度の対応については、年度が改まってから試行結果を見て検討することです。

一方、道内では、当別町が、昨年10月から、対話型人工知能、チャットG P Tの本格運用を開始したほか、大阪市長は、1月の会見で、来年度から生成A Iを全庁的に導入する方針を明らかにしています。このほか、多くの自治体で来年度から本格導入を進める方針を明らかにするなど、積極的に取り組もうとする自治体が増えています。

生成A Iには、活用に当たって注意しなければならない面も少なくないと言われておりますけれども、業務の効率化、アイデアの創出といった面で大きな可能性を秘めており、これからの道政をより一層高度化、効率化していく上で、その活用を積極的に検討すべきと考えます。

知事は、道における現在の生成A Iに関する取組状況について、どのような認識を持っており、来年度以降、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、縄文世界遺産の保存と活用に向けた取組についてであります。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症が5類になって以降、国内外から道内への旅行者が増加しております。今後は、令和3年7月に世界文化遺産に登録された道内の縄文遺跡群にも多くの方々が訪れていただくことが期待されます。

道では、令和5年3月、来訪者の満足度を高める受入れ体制の充実や統一的な情報発信など、今後の世界遺産活動の拠点として必要な機能やその在り方について、「北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方」を取りまとめ、関係市町や団体との意見交換を重ねてきておりますけれども、拠点機能の実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか、スケジュールも含めて伺います。

次に、ワンヘルスについてであります。

近年、S A R Sや新型コロナウイルス感染症など、動物由来の感染症が相次いで発生しており、人の健康、動物の健康、生態系の保全を一体として捉えた取組、いわゆるワンヘルスの考え方に基づく取組が注目をされております。

国内でも、世界医師会、世界獣医師会の世界会議開催を契機に、福岡県が、基本的理念や方針等を定めたワンヘルス推進基本条例を制定しており、日本医師会と日本獣医師会も協定書を締結し、実践体制が構築をされております。

また、道内においては、道の医師会と獣医師会によるシンポジウムが開催されているほか、北海道大学には「O n e H e a l t h リサーチセンター」が設置され、道内のほかの2か所の獣医系大学とともに、人獣共通感染症に関する実践教育・研究を進めるなど、他地域にない研究機能の集積や研究実績の蓄積が見られるわけであります。

知事は、令和3年の第4回定例会でのワンヘルスに対する道の取組に関する質問に対し、庁内関係部局がワンヘルスに対する理解を深めつつ、連携体制を整えるとともに、獣医系大学等との情報共有に努めるなど、取組が円滑に進められるよう検討を進める旨、答弁しています。

ワンヘルスに対する道のこれまでの取組状況と今後の進め方について、知事の見解を伺います。

次に、金融・資産運用特区提案であります。

道は、世界から、グリーントランスフォーメーション、いわゆるGXに関する情報や人材、資金が北海道や札幌に集積する国際的な金融センターを目指す産学金のコンソーシアム、チーム札幌・北海道に参画し、札幌市とともにその共同代表となつて、様々な検討や取組に中心的な役割を果たしてきたものと承知しております。

こうした中、金融庁が1月16日から金融・資産運用特区に関する提案募集を開始したことから、札幌市は、1月23日に特区提案書を金融庁に提出するとともに、道も、札幌市の提案のうち、GXに関わる部分について全道域に拡大する変更案を先日の委員会で明らかにしました。

札幌市や道の提案内容を見ると、国に、国際競争力ある制度やルールの構築、税制の優遇、国の支援機関の設置など、多岐にわたっておりますけれども、札幌市や道が目指す、本道の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした再エネ供給基地や世界的な金融センターを実現させるためには、国の果たす役割は極めて重要であると考えます。

道は、このたびの提案に当たり、どのような点に重点を置いて国に働きかけを行っていくのか、考えを伺います。

次に、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンに関し、まず、道央一極集中についてであります。

道は、半導体関連産業やデジタル産業の振興を図っていく上で、オール北海道で目指すべき今後の指針となるビジョンの案を先日の委員会に報告しました。

その内容は、将来の明るい展望や期待に満ちており、このビジョンで語られている複合拠点形成が進み、また、大量の半導体を必要とするデータセンターの集積が実現することによって、本道経済が新たなステージに飛躍することを我が会派としても強く期待しているところであります。

一方で、道内の多くの地域から、半導体・デジタル関連産業の集積が道央一極集中を加速させ、地域の経済や雇用情勢に大きな影響を及ぼすのではないかと、そういった危惧する声も聞かれるわけであります。

昨年の第4回定例会では、この点を指摘し、検討を促しましたが、今回の案でも、抽象的、一般的な記述にとどまっており、地域の方々の懸念に応える具体的な対応策はほとんど見られません。

知事は、昨年の第2回定例会で、半導体産業拠点形成に向けた今後の取組方針となるビジョンの下での道民の理解と共感を得つつ、本道の強みを生かした諸施策を戦略的に推進し、道央圏の

みならず、北海道全体の経済活性化と持続的発展につなげる旨、答弁をしましたが、遠い将来はともあれ、マイナスの影響を日々実感している道民の方々もおられることは事実であり、そうした方々の理解や共感を得ることは容易ではないと考えます。

道は、こうした方々の懸念に正面から向き合い、一つ一つ丁寧に応えていく姿勢をこのビジョンに盛り込んでいく必要があると考えますが、今後どのように対応するのか、そのお考えを伺います。

次に、金融・資産運用特区との関わりについて伺います。

道は、先端半導体が電力消費の抑制に寄与することから、ゼロカーボン北海道の実現に資するものとしていますが、そうした意味では、まさに道が提案しようとしている金融・資産運用特区にふさわしいプロジェクトが半導体・デジタル関連産業の振興であり、道内各地の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かす好機と考えます。

しかし、このたびのビジョン案では、金融・資産運用特区に関する記述が盛り込まれておりません。GX関連投資を本道の各地域に呼び込むことも、このビジョンをオール北海道で推進する上でも重要と考えますが、知事の認識を伺うとともに、今後どのように対応するのか、その見解を伺います。

次に、食の輸出拡大戦略についてです。

道は、来年度から始まる第3期食の輸出拡大戦略の策定を進めておりますが、この戦略案では、中国による日本産水産物の輸入停止措置等の影響等を踏まえて、道産食品の輸出額といった目標水準の設定を見送っており、国内外の市場開拓等の効果を国等と共有し、引き続き検討するとされております。

こうした中、国は、昨年12月25日に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を改訂し、輸出先国の多角化や戦略的サプライチェーンの構築といった新たな戦略を打ち出しており、ホタテガイを含む多くの品目でそれぞれ輸出目標の見直しなどを行い、改訂後の輸出目標額をターゲット国別に明らかにしています。

道も、こうした国の動きに呼応し、次期戦略の中で道産食品の輸出に関する目標水準を掲げ、海外販路拡大に積極的に取り組む姿勢を漁業関係者や水産加工関係者の方々にも示していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、観光振興についてであります。

本道の観光入り込み客数は、コロナ禍前まではコンスタントに年間5000万人を超え、観光消費額についても、インバウンド観光の拡大などに伴い、毎年増加し、2019年には1兆5000億円、生産誘発額は2兆円をそれぞれ上回るなど、本道経済を支える基幹産業として力強く成長してきたところであります。

その後、コロナ禍で急激な観光需要の縮小を余儀なくされましたが、感染症法上の位置づけが昨年見直されたことなどを契機として、最近では、急速な観光需要の回復が報じられています。

しかし、観光の需要の回復には地域や業態によってばらつきが見られ、都市部のホテルなどに

比べて、地方の観光旅館などではコロナ禍前の7割程度の水準にとどまるケースも見られるなど、依然厳しい状況にあると聞いています。

道が提案した来年度の観光振興機構関連予算は、前年度に比べ約13%減となっています。国のコロナ対策終了に伴う影響を考慮しても、地域の観光事業者の経営状況を踏まえれば、対策予算の一層の充実が早急に求められます。

知事は、観光関連産業の現状をどのように認識しており、今後どう対応する考えなのか、対策予算に関する情報管理の在り方を含め、伺います。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。

道は、観光振興を目的とする新税に関する懇談会を開催するとともに、業界関係者の方々や独自に新税の導入を検討している市町村と意見交換を重ねるなどして、先日の委員会に、懇談会でのこれまでの議論について報告をしました。

この間、道が進めてきた事業者の方々への意見聴取や旅行者を対象としたアンケート調査の結果を見ると、使途などの詳細が明らかになっていない中で賛否を決められないといった声や、市町村独自の財源確保策がある中で道税の必要性を疑問視する意見、観光目的以外の宿泊者からも徴収するのであればどのような受益があるのか示す必要がある、そういった声も寄せられているところと、そんなことであります。

そうした御意見が寄せられた背景やこれまでの議論の経過を振り返ると、この税を、普通税ではなく、なぜ目的税として導入していかなければならないか、こういった論点や、目的税として導入する場合、受益と負担の関係の明確化が必要である、そういった基本的な認識等を踏まえた議論が十分でなかったため、新税に対する理解が深まっていない、そんなことも影響しているのではないかと考えるわけであります。

道が懇談会で示した導入の背景や税の使途は、いずれも北海道の観光振興を図る上で重要なものばかりで、その財源を宿泊に着目した目的税で賄うことが、一般の宿泊者にとって受益と負担の関係で納得できるものとなっているのか、また、一般財源で賄う観光振興予算とどのようにすみ分けするのか、早急に精査し、その結果を、独自の新税導入を当面予定していない市町村も含め、幅広く周知するなどして、道民各層の理解を深めていく必要があります、そのための体制充実も重要と考えます。

道は、今後どのように対応するのか、考えを伺います。

次に、アドベンチャートラベルについてであります。

昨年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット——ATWSが本道で開催され、64の国と地域から、旅行会社やメディア、政府観光局など多くの関係者に参加いただき、将来のビジネスチャンスにつながる様々なネットワークが構築されたと聞いております。

主催団体が今回のATWS終了後にまとめた報告書でも、日本のアドベンチャートラベルは非常に高い評価となっており、ATWS開催を通じて、日本がアドベンチャートラベルの適地として世界中から注目され、今後、欧米等からの来訪者の増加が予測されるなど、大きな成果があつ

たと受け止めています。

一方で、主催団体の関係者から、アドベンチャートラベルを担うガイドの英語対応能力など、受入れ体制の強化に期待する声もあったと聞いています。

道では、本道観光のさらなる付加価値向上に寄与するアドベンチャートラベルの全道各地での普及拡大に向けて、ガイドの育成をはじめとする受入れ体制整備等の取組を今後どのように進めていこうとしているのか、考えを伺います。

次に、外国人材の確保についてであります。

国は、現行の技能実習制度を発展的に解消し、一定の条件の下で転職を可能とする新たな制度の創設が検討されておりますが、人手不足が深刻な本道では、これまで地域の経済を支えてきた外国の方々を都市部に流出していくことを懸念する声も聞かれます。

新たな制度の下で外国人材を安定的に確保していくためには、外国人の方々を長期にわたって安心して働きたいと思える魅力的な就労環境を整えることが極めて重要であり、道として、今後、外国人材の確保や定着に向け、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、産業構造の転換についてであります。

道は、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボン北海道の実現に取り組んでおり、GXに関する投資を本道に呼び込むための特区提案も検討するほか、GX投資と密接に関連する半導体・デジタル関連産業の振興を図るため、ビジョンの策定も進めています。

次世代半導体の開発生産を目指すラピダス社の工場建設が進み、近くに大規模なデータセンターの立地が決定するなど、具体的な企業の動きが活発化している中で、半導体関連産業の集積やGX投資等を道内で実現させるためには、道の関連施策の抜本的な強化が求められます。

また、人手不足が深刻化する中、持続的な賃金の引上げを実現していくためには、道内の中小企業等の生産性向上につながるデジタル関連の投資等を積極的に促していく必要もあります。

道は、産業構造の高度化による自立型の経済構造への転換を図るため、企業立地の促進や中小企業の競争力強化を目的とした助成制度を用意していますが、半導体関連産業の拠点形成といった最近の経済社会情勢の大きな変化を捉え、時期を逸することなく本道経済の構造転換を実現するために、現行の助成制度の対象や助成条件等を抜本的に見直す必要があると考えます。

知事の認識と今後の対応について見解を伺います。

次に、本道における電源構成等についてであります。

道は、地球温暖化ガス排出ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現に向け、国の政策も活用しながら、太陽光や風力といった再生可能エネルギー由来の発電事業の促進に重点的に取り組んでいると承知しております。

道内では、再生可能エネルギー由来の電力需要が見込まれる次世代半導体製造拠点や大規模なデータセンターの建設等が進められており、こうしたニーズに応えるためには、洋上風力発電などのプロジェクトの早期実現が望まれます。

しかし、洋上風力発電の事業化には長期間を要し、企業側のニーズに時期を逸することなく対

応できるとは限りません。

また、再生可能エネルギーは、天候といった自然現象に発電電力量などが大きく左右され、安定的に電力を供給するためには、バックアップ電源の確保も欠かせないなど、コスト面での課題も指摘されています。

道は、再生可能エネルギー以外の電力にどのような認識を持っており、今後の道内における電力構成の在り方をどのように考えているのか、伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてであります。

先日、処分場選定に向けた文献調査報告書案が公表され、この報告書案に関し、知事は、文献調査段階の評価の考え方に対するパブリックコメント等でそれは表明しておらず、議会議論も十分でない独自の見解を述べられておりますが、そもそも知事は、この文献調査報告書をどのようなものと認識しており、どのような立場で今回御発言されているのか、また、この報告書案の内容をどのように受け止めているのか、併せて伺います。

次に、高規格道路整備等による国土強靱化についてであります。

このたびの能登半島地震は、最大震度7を記録し、200名以上の方々がお亡くなりになるなど、甚大な人的被害が生じているばかりではなく、道路をはじめとするインフラにも大きな被害が発生しています。

今回の震災では、特に被災地の救助活動や救援物資の輸送に重要な役割を果たす道路が各地で通行止めとなり、被災地への支援が届きにくい状況となっているほか、上下水道や電気、通信の復旧の遅れなどにもつながっているなど、災害に強い道路の重要性が改めてクローズアップされました。

本道でも、今回の被災地と地理的条件が類似する日本海側はもとより、日本海溝・千島海溝沿いでも巨大地震等による災害発生リスクが高まっており、国土強靱化の取組は喫緊の課題となっています。

被災直後から本来の役割を果たすことのできる道路網の構築は非常に重要であり、中でも、災害に強く、速やかな復旧、復興に中心的な役割を果たす高規格道路の整備が急がれます。

知事は、大規模災害時における高規格道路の役割をどのように認識して、その整備促進にどのように取り組む考えなのか、また、道路をはじめとするインフラ整備をどのように進め、地震災害等に強い北海道づくりを進めていく考えなのか、伺います。

次に、本道農業・農村の振興についてであります。

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食需要の減少、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を背景とする肥料や飼料の価格高騰、世界的な穀物需給の逼迫、さらには、昨年は猛暑による収量や品質への影響など、本道農業にとっては厳しい状況が続いています。

また、人口減少局面にある中、本道の令和4年の新規就農者は過去最少となるなど、担い手を含む農業に関わる人材の育成確保、さらには、農村地域の活性化に向けた対応が急務になっていると考えます。

一方で、コロナが5類に移行し、経済活動が回復傾向にあること、また、全国の主食用米の需要が減少している中、本年の米の生産の目安について、昨年の生産量を維持する水準に設定されたことや、生乳については、農業団体において3年ぶりに増産計画を決定するなど、明るい兆しも見えているところであります。

こうした中、今国会には、食料安全保障の抜本的強化や環境と調和した産業への転換、人口減少下における生産水準の維持発展等に向けた食料・農業・農村基本法の改正法案が提出される予定となっており、まさに農政の大きな転換期を迎えることとなります。

人口減少が一層進む中、本道農業が持続的に発展し、食料安全保障の強化に貢献できるよう、今後どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、ブルーカーボンの推進についてであります。

海洋生態系によって吸収、固定される二酸化炭素由来の炭素、いわゆるブルーカーボンは、地球温暖化対策の大きな選択肢の一つと注目をされております。

国は、海草や海藻など、ブルーカーボンを取り込む生態系を保全する活動が、地球温暖化の防止のみならず、生物多様性に富んだ海を育み、ひいては、私たちの豊かな生活につながるものとして、ブルーカーボン生態系による二酸化炭素吸収量の評価に向けた調査研究などを進めていると承知しております。

道でも、国の動きを踏まえ、ブルーカーボンの活用に向けて検討を進めており、令和5年第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、知事からは、ブルーカーボンに関する取組の推進方向を年度内に策定する旨の答弁があり、さきの委員会に案が示されました。

ゼロカーボン北海道の実現を目指す道は、広大な藻場面積を有する本道の優位性を生かし、これまで以上にブルーカーボンに取り組む必要があると考えますが、今後どのように進めていくのか、知事の見解を伺います。

次に、栽培漁業についてであります。

道では、栽培漁業センターにおいて、種苗を計画的に生産、放流していますが、昨年は、道内で初めて発生したエゾアワビの筋萎縮症により、大量の稚貝がへい死したため、種苗供給ができない状況となりました。

また、マツカワの大量種苗生産を行っている伊達市にある栽培漁業センターは、海水の供給を受けていた伊達火力発電所の運転休止に伴って、種苗生産・放流事業の継続が懸念されるなど、新たな課題が浮き彫りとなったところであります。

栽培漁業の取組は、沿岸海域の漁業資源の安定と増大に貢献しており、今後も、センターを活用し、持続的かつ安定的に資源造成を行っていく必要があると考えますが、道としてどのように取り組むのか、見解を伺います。

次に、森林づくりの推進についてであります。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、本道の豊かな森林資源を最大限に活用し、森林吸収量の確保を図るため、植林や間伐の推進により、活力ある森林づくりに取り組んでいます。

こうした中、本道では、人工林が本格的な利用期を迎え、今後、伐採や植林面積の増加が見込まれていることから、スマート林業の推進や担い手の確保、道産木材の利用促進など、川上から川下に至る総合的な対策に取り組むことが必要と考えます。

また、本道の豊かな森林は道民全体の貴重な財産であることから、森林環境譲与税も活用し、市町村が主体となった森林整備や道民一人一人が関わる森林づくりなど、全道一丸となった取組を進めることが重要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、不登校対策についてであります。

不登校児童生徒への支援については、これまでも、学校はもとより、市町村教育委員会、関係機関において様々な取組が行われてきたところでありますが、令和4年度の本道における公立小中学校の不登校児童生徒数は過去最多の1万2000人に上り、このうち、年間90日以上学校を欠席している児童生徒数が6割と、不登校が長期化する傾向にあることから、本道における不登校対策に強い危機感を持って取り組むことが必要と考えます。

昨年、第4回定例会における我が会派の代表格質問では、教育長から、不登校の増加等の要因を分析し、年度内に実効性ある北海道版不登校対策プランを策定する、そう答弁がありました。先日の委員会にプランの案が示されました。

児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの機会を保障することが必要と考えますが、この間、どのような要因分析が行われ、今回の対策プランに反映されたのか、また、今後、学校、市町村をはじめ、フリースクール等、関係機関とも連携して、不登校対策にどのように取り組んでいくのか、教育長の見解を伺います。

次に、学校における働き方改革についてであります。

道教委では、平成30年度以来、アクション・プランに基づき、学校における働き方改革を進めてきており、教員の時間外在校等時間の状況に、その改善の兆しが現れているものの、依然として長時間勤務の教員が多い実態で、地域や学校によって、ICTを活用した業務改善や外部人材の活用、学校徴収金の公金化による負担軽減などの取組に差が見られているところであります。

さらに、教員不足が大きな課題となっており、人材確保のためにも、学校が魅力ある職場となるよう、勤務環境の改善がますます重要となっています。

さきの第4回定例会における我が会派の代表格質問では、教育長から、次期アクション・プランの素案については、副校長・教頭業務の縮減や、保護者、地域との連携協働の推進などを重点的に取り組む旨の答弁があり、先日の委員会に具体的な指標を定めたプランの案が報告されました。

新たなプランでは、教員一人一人が変わってきたと実感できる働き方改革の推進を目指す姿に掲げていますが、今後、実効ある働き方改革をどのように実現させていくのか、教育長に伺います。

最後に、公安問題に関し、災害時の治安確保についてであります。

このたびの能登半島地震では、発災直後から、自衛隊や消防、警察による救出・救助活動が開

始され、全国から被災地への支援が行われていますけれども、避難の長期化も懸念されており、道路の寸断などにより孤立している地域では集落単位での避難を検討しているところもあると報じられています。

そうした中、集団避難や長期にわたる避難によって無人となる住宅街等の安全を確保することは、着実に復旧、復興を進める上で不可欠と考えます。

また、災害に乗じた悪質商法や市町村職員を名のる義援金詐欺が疑われる事案の報道も見られ、大規模災害時における防犯の呼びかけも重要となってきます。

本道においては、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による広範囲な被害が危惧されていますが、被災地等をはじめとする災害時の治安の確保に向け、道警察はどのように取り組んでいくのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）自民党・道民会議、笠井議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、新たな総合計画についてであります。道では、今後、人口減少が一層進行し、地域社会・経済の縮小に加えて、市町村間の人口格差の拡大が懸念される中で、それぞれの地域において、道民の皆様が将来にわたって安心して住み続けられる地域をつくっていくことが重要との認識の下、職員が各地域に出向き、市町村や地域住民の皆様から幅広く御意見をお伺いするとともに、有識者の方々からの御意見や道議会の御議論を踏まえ、このたび、計画の原案を取りまとめたところでございます。

今回の原案では、基本的な考え方として、道内各地域の持続的な発展に向けて、豊富な食や観光資源、再生可能エネルギーなど、各地域のポテンシャルを生かし、デジタル化や脱炭素化など時代の変化で生じる国内外の新たな需要を取り込み、地域における産業の誘致、育成や雇用の受皿づくりを進めていくこととしております。

また、こうした取組と併せて、少子化対策はもとより、道外、海外からの人材誘致を図るとともに、医療、教育、交通といった生活基盤の確保など、どこに住んでいても安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、政策を展開することとしております。

私としては、こうした目指す姿の実現を通じて、この北海道を次の世代にしっかりと引き継いでいくことが何より重要との考えに立ち、計画を実効性あるものとしていくため、職員とともに、地域の方々と直接対話を重ね、それぞれの地域の特性や課題に応じた未来につながる具体の政策立案につなげるなど、本道の将来を形づくる総合計画の推進に力を尽くしてまいります。

次に、地域づくりの推進についてであります。人口減少と少子・高齢化が急速に進行し、地域における活力低下や担い手不足などが懸念される中、各地域が将来にわたって発展していくためには、医療、福祉や交通の確保を図るとともに、誰もが活躍できる社会の実現に向けた意識の醸成などを進め、新たなライフスタイルや働き方への対応を図りながら、地域固有の特性や多彩な地域資源などのポテンシャルを生かした活力ある地域づくりを進めることが必要であります。

このため、道としては、地域づくりの拠点である振興局が、市町村をはじめ、地域の皆様の声をこれまで以上に丁寧に向い、地域の創意や主体性に基づく地域の実情を踏まえた施策の推進に向けて、連携地域別政策展開方針の策定を進めるとともに、財政支援の拡充を図った上で、人的支援なども組み合わせながら、市町村をはじめ、道民の皆様や民間の方々などとも連携し、地域課題の解決に取り組むことにより、地域の総力による持続可能な地域づくりを進めてまいります。

また、こうした地域づくりを進めるに当たり、来年度の組織機構改正において、総合政策部長が地域振興監を兼職することとし、部長のマネジメントの下、政策展開方針などの策定等について新たな総合計画との整合性を十分図るほか、担い手対策やデジタル化、国土強靱化といった地域課題に関し、各部の施策との総合調整を行い、本庁と振興局が一体となって施策の円滑な推進につなげるなど、スピード感を持って、より効果的に対応していく考えであります。

次に、今後の地震・津波対策についてであります。このたびの能登半島地震では、家屋倒壊による人的被害のほか、インフラやライフラインに甚大な被害が発生をしており、いつ起こるか分からない大規模災害への備えとして、ハード、ソフトの両面における対策を着実に推進していくことが重要であると改めて認識したところでございます。

このため、道としては、住宅、建築物の耐震化や緊急輸送道路、避難路上にある橋梁の耐震化など、国土強靱化の取組を推進するほか、発生が切迫しているとされる海溝型地震に対しては、関係市町が津波避難タワー等の整備を遅滞なく進められるよう、国に対し必要な予算の十分かつ安定的な確保と重点的な配分を要望するとともに、道独自の財政支援により、しっかりと後押しをしてまいります。

また、日本海沿岸における被害想定を令和6年度中に公表できるよう取り組むとともに、このたびの地震から得られる課題なども踏まえ、国内で大規模災害が発生した場合の対応や民間事業者との災害時協定に基づく受援の実効性確保などをはじめ、道の地域防災計画について点検し、国における検証作業も注視しつつ、必要な見直しを行うことに加え、原子力防災対策のより一層の充実強化について、原子力発電関係団体協議会などを通じ、国に要請してまいります。

さらに、今般の災害では、防災意識の向上に向けた訓練の重要性も再認識したところであり、来年度は、道路の損壊や厳冬期を想定した実践的な防災訓練を実施するほか、早期避難の重要性を住民に伝える講師の養成講座を開催するなど、ソフト面の取組についても充実強化を図ってまいります。

私としては、このたび発生した能登半島地震を自分事として捉え、自助、共助、公助の取組をより一層強化していくため、今後とも、国や市町村、関係機関とも緊密に連携協力して、道民の皆様命と暮らしを守る総合的な防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。道財政は、道債に係る予算積算金利の引上げの影響などもあり、来年度以降に見込まれていた収支不足額が拡大し、実質公債費比率も高い水準で推移する厳しい見通しにあります。

本道が人口減少や地域社会の縮小などの課題に直面する中、北海道をさらに前に進めていくため、安心して住み続けられる地域をつくり、本道の魅力を世界へ発信するといった取組を積極的に進めていくことが重要であると考えており、そのためには、持続可能な財政構造の確立が必要と認識をしております。

このため、私としては、歳出削減やさらなる歳入確保、比率改善に向けた減債基金への積み戻しなどの取組を一層徹底し、財政健全化をたゆまず進めていくほか、働き方改革の推進や新たに取り組む契約業務の一斉点検の実施などを通じて、行財政改革に向けた庁内の意識徹底につなげていくなど、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、契約業務に関する今後の対応についてであります。昨年の委託業務における過請求事案を踏まえ、道が委託する業務の適正な執行を確保するためには、関係する要綱や通知の遵守はもとより、受託者に対する牽制機能を強化することが重要であります。

このため、道では、これまでの取組に加え、令和6年度分の契約から、各部局における指名選考委員会の審議の充実を図ったほか、法令違反に対しては違約金を徴収するなど、牽制機能の一層の強化等に取り組むこととしております。

また、契約業務が複雑・多様化する中、職員の世代交代、働き方改革やIT化の進展も踏まえ、来年度から新たに、本庁各部に役職定年となる方など経験豊富な職員を配置し、道の契約全般について一斉点検を実施の上、内部牽制機能の強化のほか、より競争性が働く仕組みや効率的な体制について、職員の改善意識も高めながら契約業務の在り方を検討するなど、契約業務における適正な執行の確保に向け、全庁を挙げて各般の取組を進めてまいります。

次に、道が目指すこどもまんなか社会についてであります。喫緊の課題である少子化の流れを変え、人口減少を食い止めるためには、子ども施策の目指す姿を道民の皆様に分かりやすく、かつ、強いメッセージとして発信していく必要があります。

また、国のこども大綱では、大人が中心となっている社会の形をこどもまんなかへと変えていくといった大きな方向性が示されており、本道の子どもたち一人一人を大切な存在として、社会全体で応援するという機運を高めていくことも重要であります。

このため、道としては、議会での御議論はもとより、子どもの未来づくり審議会や総合教育会議で協議をいただきながら、少子化対策推進条例や総合教育大綱の見直しに向けた検討を速やかに進めるほか、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」をこども基本法に基づく子ども計画として位置づけ、条例等との整合性を図りながら次の計画の策定を進めてまいります。

こうした本道の将来像を描くに当たっては、こどもまんなかの主役であり、本道の未来を担う子どもたちの視点に立ち、その声をしっかりと聞いていく必要があることから、子どもの意見を道政に反映するための新たな事業をはじめ、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、本定例会に提案している事業を着実に進めてまいります。

今後とも、子どもたちが健やかに成長していき、安心して子育てができるよう、こども政策推進本部で全庁を挙げて子ども施策を展開しながら、私が先頭に立ち、子ども応援社会の実現に向

け、全力で取り組んでまいります。

次に、野生鳥獣対策に関し、まず、今後の取組についてであります。エゾシカについては、推定生息数や農業被害の増加が続き、交通事故や列車運行の支障が過去最高となったほか、ヒグマにつきましても、人的被害が発生し、人とのあつれきがかつてないほど高まるなど、野生鳥獣対策は喫緊の課題と考えており、国においても、鹿の捕獲強化対策期間を5年間延長し、さらなる捕獲の強化を図ることとしているほか、熊類につきましても指定管理鳥獣に指定する方向性が示されたところであり、大きな節目の年になるものと認識をしております。

道としては、野生鳥獣対策を抜本的に強化することとしており、エゾシカについては、本年1月から緊急対策期間を設定し、国の交付金事業を最大限活用した市町村による有害捕獲や道の鳥獣保護区などでの捕獲強化に加え、新年度から、狩猟者による雌の捕獲強化を図るとともに、冬期間の集中捕獲を道自らが実施するなど、捕獲目標である18万5000頭の達成に向けて取り組んでまいります。

また、ヒグマにつきましても、この2月から、春期管理捕獲を強化し、今年は昨年より3倍を超える64市町村から実施の意向が示されており、引き続き、人里の出没抑制と人材育成に向けて春期管理捕獲を推進するとともに、北海道東北地方知事会として、熊類の指定管理鳥獣の指定に係る今後の支援などについて、先日、国に要望を行ったところであり、引き続き、ヒグマ対策の拡充に向けた取組を進めてまいります。

さらに、課題となっている狩猟者の確保に向け、振興局ごとに、道、市町村、猟友会などによる担い手確保のための検討会を設置し、地域における課題の共有や確保策の検討を行うとともに、新たに狩猟免許を取得しようとする方々を対象にセミナーを開催するなど、狩猟者の裾野の拡大に努めてまいります。

新年度に向けては、野生鳥獣対策を専掌する担当局長を新たに設置するとともに、本庁及び振興局をそれぞれ増員するほか、人材育成のため、ヒグマ対策に係る知見を有する関係団体へ職員を派遣するなど、体制強化を図ってまいります。

また、現在、見直しを進めているヒグマ管理計画につきましては、最新の推定生息数を基に、地域ごとの捕獲目標の管理や個体数調整の在り方について慎重に議論を重ねながら、検討を進めてまいります。

道としては、今後とも、人とヒグマ、エゾシカのあつれきの抑制、共存に向けて、エゾシカ緊急対策本部やヒグマ対策関係者会議を通じて、全庁一丸となって野生鳥獣対策の強化に取り組んでまいります。

次に、ハーフライフル銃の規制についてであります。北海道においては、エゾシカやヒグマ対策など野生鳥獣対策の強化に取り組んでいる中、このたびの法改正により、新たに狩猟免許を取得された方が、初年度からハーフライフル銃所持を制限されることとなれば、捕獲数や捕獲の担い手の減少など大きな影響が懸念をされることから、法改正に当たっては、本道の鳥獣対策等に影響が生じないよう、国に配慮を求めたところでございます。

警察庁では、道の要望や、北海道猟友会、ヒグマの会など関係団体の御意見を踏まえ、狩猟者の方々が、免許取得後、初年度からハーフライフル銃を所持できるよう、特例措置について検討いただいているものと承知をしております。

道としては、引き続き、警察庁や環境省など関係省庁と協議等を行い、現場を担っていただいている皆様の懸念が払拭され、本道の鳥獣対策等に影響が生じることのないよう取り組んでまいります。

次に、タクシー等の移動手段の確保についてであります。人口減少に伴う利用者の減少や運転手不足などにより、地域の公共交通を取り巻く環境がより一層厳しさを増している中、国においては、昨年12月、タクシー事業の一環として、一般のドライバーが自家用車を活用し、運送サービスの提供を可能とする新たな制度を本年4月から導入する方針を決定し、現在、具体の制度設計を進めているところでございます。

道内におきましても、タクシーによる運送サービスの安定的な確保が課題となっている中、道では、新たな制度の活用にあたっては、何より安全の確保や利用者保護を最優先に、地域や交通事業者の方々などの理解と協力をいただきながら取組を進める必要があると考えており、道、北海道運輸局、北海道ハイヤー協会の3者が連携して、地域やタクシー事業を取り巻く課題に対する認識や情報共有を図るとともに、制度の活用に向けた地域の意向や課題などを把握するため、道から市町村に対するアンケート調査を行っているところでございます。

道としては、引き続き、国の動向を注視しつつ、必要に応じて市町村ヒアリングを行うなど、地域の皆様から丁寧に意見を伺いながら、地域公共交通計画に基づき、地域におけるバスのデマンド化をはじめ、路線の最適化を促進するなど、関係者とより一層の連携を図りながら、地域交通の確保に向けた各般の施策に取り組んでまいります。

次に、地域におけるデジタル化の推進についてであります。暮らしや産業などの課題解決や競争力強化を図っていくためには、行政はもとより、様々な分野においてデジタル技術を活用していく必要があり、住民に身近な市町村が中心となって、技術を有する事業者と連携して取り組んでいくことが重要と認識しています。

こうした中、多くの市町村ではノウハウ不足などの課題があることから、これまで、道では、振興局ごとの地域説明会をはじめ、各種セミナーの開催やアドバイザーの派遣を行い、市町村の人材育成・確保に取り組んできたほか、相談窓口の設置や市町村と事業者とのマッチング、デジタル技術に関する展示会の開催など、地域における取組が進むよう支援をしてきたところでございます。

こうした支援に加え、来年度から、新たにコミュニケーションツールを活用した道及び市町村間の情報交換のネットワークを構築するなど、引き続き、人材の育成はもとより、デジタル技術の実証や社会実装を目指す市町村の取組を積極的に後押ししてまいります。

次に、道職員の人材育成基本方針についてであります。道では、これまで、職員の計画的な人材育成などを進めるため、人材育成基本方針や人事施策に関する基本方針を定め、基本的な考

え方や方策を職員や各部局が共有しながら、資質や能力の向上などに取り組んできたところであり、ります。

こうした中、若年人口の減少など社会情勢の変化による人材確保への影響や、デジタル人材など行政に求められる能力の変化、さらには、多様な働き方への意識の高まりや働き方改革などにより、職員の人材育成や確保の重要性は従来にも増して高まっており、道における人事施策も時代の変化に合わせて柔軟に見直ししていくことが必要と認識しています。

このため、道としては、これまでの取組の課題などを把握するとともに、国が示した策定指針も踏まえ、人材育成のみならず、人材確保や職場環境の整備も含めた総合的な観点から、新たな方針を来年度中に策定することとし、複雑・多様化する行政課題の解決や行政サービスの向上を担う多様で優秀な人材の育成確保に向けて取り組んでまいります。

次に、生成A Iについてであります。昨年10月から開始した庁内での試行では、各部局で文章作成や事業企画のアイデア出しなどに利用し、今月からは、生成A Iが道の財務規則など業務用データベースを参照することで、より精度の高い回答が得られる実証も始めたところであり、将来の本格利用に向けた有効な取組と認識をしております。

1月に取りまとめた利用職員への中間アンケート調査では、約8割が業務に役に立った、約9割が今後も利用したいとの回答があった一方で、誤った回答が表示されるなど、利用に当たって注意すべき事項も明らかになったところでもあります。

今後は、3月に最終的なアンケート調査を行い、利用状況のさらなる分析や生成A Iに関する研修の充実に加え、国内外のルールづくりや、企業の生成A Iサービスの動向などの情報収集を行いながら、来年度早期に希望する職員が利用できる環境を整えるとともに、さらなる効果的な活用が可能となるよう、検討を深めてまいります。

次に、縄文世界遺産の保存と活用についてであります。道では、令和5年3月に策定した「北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方」に基づき、これまで、構成資産が所在する市町などと役割分担について協議を重ね、情報発信や誘客など、各市町と道による一体的な取組の必要性などについて御意見をいただいていたところでございます。

令和6年度におきましては、こうした御意見を踏まえ、全体をコーディネートし、文化財としてはもとより、文化・観光資源としての価値を向上していくための機能の強化や、縄文遺跡を中心とした様々な地域資源との連携の在り方など、持続可能な保存と活用の仕組みづくりについて、有識者の方々からの意見聴取など、外部の視点を生かして検討を進めることといたしました。

こうした検討を進めながら、関係市町や団体との協議をさらに深め、来年度内をめどに効果的、効率的な拠点機能の実現に向けた具体的な仕組みを取りまとめるなど、世界の宝として認められた縄文世界遺産の保存と活用の好循環の形成による地域のにぎわいの創出に積極的に取り組んでまいります。

次に、ワンヘルスに関する取組についてであります。道では、人と動物の健康、環境の健全

性を一つと捉え、分野横断的に課題の解決を目指すワンヘルスについて、その理念を医療や教育などの関係機関が共有し、連携して対応することが重要と考え、これまで、庁内関係部局による意見交換や、北大獣医学部との勉強会により、情報共有をしてきたところでございます。

こうした中、北大では、昨年10月に、より実践的な教育や研究のほか、行政との連携などを進める組織として「One Health リサーチセンター」を設置したところであり、道獣医師会や医師会など関係団体との連携スキームのほか、ワンヘルスの考え方、人と動物の共通感染症に関する知識の道民の皆様への情報発信の手法などを検討するため、年度内に新たに北大との協議の場を設け、医療や環境保全など幅広い分野にわたる施策が一体的に進められるよう取り組んでまいります。

次に、特区の提案についてであります。道では、GX産業の全道域への集積を促進し、地域経済の活性化を図るという観点から、札幌市の提案のうち、GXに関わる部分について、全道域に拡大する変更提案の案を、先日の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会でお示したところでございます。

具体的には、金融機関が地域のGX関連事業に参画しやすくなるよう、金融機関による企業への出資比率の制限を緩和する制度改正や、洋上風力発電施設を設置する特殊な作業船について、日本船籍の船舶のみでは需要の増加に対応が難しい場合に、外国船籍の船舶の使用を認める制度改正、また、GX関連の設備投資促進につながる国税の優遇措置の実施など、GX産業の集積に資する規制緩和や税制優遇などについて、国に提案したいと考えております。

私としては、札幌がアジア、世界の金融センターとなるとともに、全道域でGX産業の展開が進むよう、こうした国への提案に加えて、今後、GXに関わる道税の優遇措置をはじめとした、地元の主体的な取組の検討など、引き続き、チーム札幌・北海道の構成機関の皆様と連携しながら、各般の取組を進めてまいります。

次に、半導体・デジタル関連産業に関し、全道への効果の波及についてであります。道では、ラピダス社の立地を契機として、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させていくため、今後の取組の指針となる半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの検討を進めているところでございます。

ビジョンの案では、目指す姿の実現に向けた課題の一つとして、一極集中への懸念を挙げており、この課題の解決に向けて、全道をカバーする高速通信網や送電網の増強などデジタルインフラを整備し、半導体やデジタル関連産業を集積させ、本道に優位性のある農林水産業や観光業などの産業や暮らしのスマート化による生産性や利便性の向上を図るとともに、地域の皆様と連携した企業の誘致や誘客の推進などを通じて、関連投資や関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込むことにより、地域の付加価値の向上を図り、地域経済の活性化につなげていくこととしております。

道としては、目指す姿の実現に当たっては、道民の皆様の理解と共感を得ていくことが重要であると考えており、こうした考えをビジョンでお示しし、全道各地での説明会の実施等により得

られる地域の声なども踏まえながら、ビジョンで策定した目標値の達成に向けて、各般の施策を戦略的に推進し、道央圏のみならず、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、GX金融・資産運用特区との関係についてであります。ビジョンの案では、道内のデジタルインフラを基盤として、半導体やデジタル関連産業の集積を加速し、全ての産業へのDX化を進める北海道デジタルパークを全道に展開することとしております。

こうした中、先月、札幌市は、アジア、世界の金融センターの実現と次世代半導体を含むGX産業の集積を目指し、北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」を国に提案したところであります。

道としては、呼び込んだ投資を全道各地でのGX関連事業につなげていくことが重要であるとの考えの下、特区に係る変更提案に関し、先日の産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会で案をお示ししたところであり、こうした考え方は、ビジョンの全道域での推進につながるものでありますことから、ビジョンにも反映するよう、検討を進めてまいります。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。次期戦略案では、輸出先国・地域の多角化や輸出品目の拡大など、カントリーリスクにも対応する五つの基本戦略を掲げるとともに、主要品目を新たに追加し、関係団体などと連携を密にしながら、道産食品の輸出拡大に積極的に取り組むこととしております。

一方、中国の日本産水産物の輸入停止措置による影響が非常に大きい中、国や道、関係機関等が影響緩和に向け取り組む、国内外でのプロモーションや消費拡大キャンペーンなどにより、米国やASEAN向けの輸出の伸長や国内消費の拡大といった効果が出てきているところでございます。

道としては、こうした対策の効果を、国や道、関係団体等と共有するとともに、業界の動向や輸出実績、さらに国の今後の動きを注視しながら、新たな目標水準の早期設定に向けて検討を深めてまいります。

次に、観光振興についてであります。本道は、多彩で豊かな景観や食資源などの強みを発揮しながら、道内外の多くの方々を魅了する地域として発展してまいりましたが、長期に及ぶコロナ禍では、観光需要の激減により、関連産業は甚大な影響を受け、需要回復が見られる現在も、多くの事業者の方々が資金繰りや人手不足などの課題を抱えているほか、地域によっては、コロナ前の需要に戻っていないなど、依然として厳しい状況にあり、本道の基幹産業である観光の発展に向けて、全道的な視点に立って取組を進めていくことが重要と認識しております。

こうした中、道としては、道内唯一の広域連携DMOである観光振興機構には、本道観光の司令塔としての役割を担っていただくことを期待しており、令和6年度予算の機構負担金としては、アドベンチャートラベルなど観光の高付加価値化や、観光関連産業の人材確保、地域資源を生かした新たな観光商品づくり、国内外における戦略的なプロモーションなど、コロナ禍において臨時的に実施していた特別対策事業分を除くと、昨年度を上回る当初予算を計上いたしました。

た。

道としては、昨年のATWSの成功を受け、アドベンチャートラベルの取組の強化を図ることとしている中、今月8日に、機構が観光庁の公募事業への申請を行ったことから、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について、検討を進めておりました。

また、先日、観光予算の早急な充実について、貴会派から御要請をいただくとともに、ただいま、議員からも御指摘をいただいたところでございます。

道としては、施策効果が早期に発現されるよう取り組んでいくことが重要と考え、令和5年度予算として、所要の補正予算案を本定例会に速やかに提案すべく取り組んでまいります。

なお、昨日の一部報道にあったような、外部に対する追加予算案の説明といった事実はなく、私としては大変遺憾に思っており、報道機関には申入れを行ったところではありますが、情報管理の重要性については重く受け止め、予算をはじめ、様々な施策を構築する上で、道議会の皆様との丁寧な議論は不可欠と考えており、今後、情報管理をこれまで以上に徹底してまいります。

道としては、観光振興機構と緊密な連携の下で、関係団体や事業者の皆様と一体となって、観光関連施策を効果的に推進するとともに、新年度以降も、本道観光を取り巻く情勢をしっかりと見極めつつ、道議会の御議論も踏まえ、道として必要な予算確保に努め、私自身、先頭に立って、全庁の連携の下、本道の基幹産業である観光の再構築と観光関連産業の活性化につなげてまいります。（発言する者あり）

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、観光振興の重要性に鑑み、北海道観光の強みとポテンシャルを増進する取組の一層の強化を図るため、市町村や宿泊事業者の方々との意見交換等を行いながら、観光振興を目的とした新税の検討を進めてまいりました。

新税については、平成30年2月の観光審議会の答申に基づき、受益と負担の関係が明確となる目的税として検討を進めてきたところであり、今回、改めて、観光の高付加価値化や危機対応力の強化といった政策目的と整合的な施策に対し充当していく考えを、目的税の法的な意義として有識者懇談会にお示しするとともに、現時点で想定している使途の方向性を整理いたしました。

道としては、新年度に向けて体制の充実も図りながら、懇談会や道議会の御議論などを踏まえ、新税に関する道の考え方について、さらに検討を深めるとともに、税の検討を行っていない市町村も対象に道内各地で説明会を開催するなど、新税導入の意義について広く御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、アドベンチャートラベルについてであります。ATWSの成功を機に、今後増加が期待されるアドベンチャートラベルの旅行者ニーズに応えていくためには、英語力の向上をはじめ、国際的にも評価されるガイド人材の育成や確保、さらには、アドベンチャートラベルに取り組む道内各地域の受入れ体制を強化していくことが必要と認識しています。

このため、道では、昨年開始した北海道アドベンチャートラベルガイド認定制度の下で、海外トップガイドによる研修を開催するほか、ガイドの方々が相互に知識や技能を高め合う交流会

や、海外から旅行者をワンストップで迎え入れる体制を整備するためのプラットフォーム構築、地域への専門家派遣など、関連予算を本定例会に提案しております。

道としては、こうした取組を通じ、認定ガイド数を現状の延べ27人から令和7年度には100人とするなど、観光の高付加価値化に大きく寄与するアドベンチャートラベルの一層の普及拡大を図ってまいります。

次に、外国人材の確保定着についてであります。賃金等の労働条件や地理的要因などを理由として、技能実習生をはじめ、外国人材の道外への転出が懸念される中、今後とも、北海道が選ばれるためには、送り出し国等への適切な情報の発信や、受入れ企業や地域による支援体制のさらなる充実といった課題への対策の強化に取り組むことが重要であると認識をしております。

このため、道では、来年度新たに、北海道で働き暮らすことの魅力を発信することにより、人材確保や定着に資するよう、ベトナム語など3か国語でPR動画を作成し、国内外に広く配信するほか、農業や漁業、水産加工など幅広い分野で実習生が活躍している地域を対象に、実習生に対する企業による日本語教育への支援や、地域住民との交流促進といった受入れ環境の整備をモデル的に実施することといたしました。

また、その事業結果を検証し、全道の受入れ企業や地域に普及するほか、得られた結果や季節性のある分野の受入れ等、北海道特有の課題などを国とも共有し、今後見直しが予定されている新たな育成就労制度に反映させるよう提案していくなど、道内の自治体や受入れ企業の方々と連携協力するとともに、国際政策と外国人材確保に向けた取組を一体的に行う新体制の下、私自ら先頭に立ち、効果的に事業を進めながら、外国人の方々が安心して暮らし、働きやすい環境づくりに努め、外国人材の安定的な確保定着につなげてまいります。

次に、企業の競争力強化に向けた今後の対応についてであります。地域経済の発展や雇用の創出を図っていくためには、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションの推進など、社会経済情勢の変化を好機と捉え、デジタル関連産業の集積を一層促進するとともに、中小企業の競争力強化に向け、幅広い産業のスマート化による生産性向上や高付加価値化、さらには、労働力不足の解消などにつなげていくことが重要であります。

このため、道では、IoT、ロボットなどの新技術やデジタル技術の導入を支援するなど、中小企業の生産性や収益性の向上に資する取組を進めるほか、デジタル関連産業の集積促進に向け、今後、学識経験者など関係者の御意見を伺いながら、企業立地の促進や中小企業の競争力強化を図る北海道産業振興条例に基づく助成制度の見直しを含め、必要な検討を進めるなど、本道経済の活性化につなげてまいります。

次に、電源構成等についてであります。国は、原子力については、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけており、火力発電については、電力の安定供給に貢献するとともに、再エネの導入拡大が進む中で、当面は、その出力変動を補う調整力、供給力として必要としております。

道としては、原発は何よりも安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性については、国が

責任を持って、丁寧な説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えており、火力発電につきましても、再エネを導入する中で、調整力として必要な電源であるとともに、CO₂の坑内埋め戻し技術等の確立により、環境負荷を低減しながら道内炭の有効活用にもつながるものと認識をしております。

暮らしと経済の基盤である電力につきましても、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源の特性が生かされた多様な構成とすることが重要であると考えております。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてであります。文献調査は、地質図や学術論文等の文献、データを基にしたNUMOが実施する机上調査で、次の概要調査に進むかどうかの判断材料を提供するものであり、文献調査報告書は、その結果や概要調査地区の候補について取りまとめるものと認識をしております。

さきに公表された報告書案では、北海道は、現在、幌延町での深地層研究を受け入れていること、最終処分場を道内に受け入れる意思がないとの考えに立って制定した条例があることについては記載されていたものの、対話の場における地域の様々な意見に関する記載や、道の条例制定の趣旨を踏まえて現時点で反対の意見を述べるという私の考えについての記載がなく、仮に、このまま報告書として取りまとめられ、全国で説明されれば、寿都町及び神恵内村では、概要調査の候補地が存在するとの結論に焦点が当てられ、国民全体の議論とはならず、北海道だけの問題となってしまうことを強く懸念しております。

私としては、最終処分の問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であり、報告書やその説明会を通じて、北海道の状況や地域の様々な意見を広く全国の皆様に知っていただきたいと考えており、知事として、こうした内容も盛り込むべきとの発言をしたところでもあります。

今後とも、様々な機会を通じて、私の考えを道民の皆様に丁寧に説明していくとともに、道民の皆様の代表である道議会としっかりと議論を重ねながら対応してまいります。

次に、国土強靱化に向けたインフラ整備についてであります。広域分散型の地域構造を持つ本道において、高規格道路は、圏域間の交流や連携を強化し、観光の振興など地域の活性化に寄与するとともに、災害時には、代替路としての役割を担うなど、国土強靱化にとって重要なインフラであると認識しております。

しかし、本道の高規格道路ネットワークは、全国に比べ、開通率は大きく立ち後れているほか、暫定2車線区間の割合が高い状況にあります。

こうした中、昨年6月、国土強靱化基本法が改正され、国においては、今後、計画期間や施策の内容、事業規模などを定める実施中期計画を策定し、国土強靱化を着実に推進することとしたところであります。

私としては、このたびの能登半島地震の状況を目の当たりにし、改めて、高規格道路をはじめとした災害に強いインフラの整備が重要であるとの思いを強くしたところであり、今後とも、国

土強靱化の取組が着実に進むよう、地方の意見を踏まえた実施中期計画の早期策定や必要な予算の確保などについて、市町村や関係団体と一丸となって国等へ強く働きかけるなど、さらなる北海道の強靱化に向け取り組んでまいります。

次に、農業、農村の振興についてであります。世界的な食料の安定供給リスクの高まりなどから、食料安全保障が国民生活に直結する重要な課題としてクローズアップされる中、我が国最大の食料供給地域である本道の役割と期待はますます大きくなっていると認識しています。

こうした中、国は、食料安全保障の強化などを柱とする食料・農業・農村基本法を改正することとしており、道としても、今後の基本計画等の策定に当たっては、関係機関や団体等と一体となって、本道の実情に即した政策提案を行ってまいります。

また、多様な担い手の育成確保をはじめ、輸入依存度の高い小麦や飼料作物等の生産拡大、農作業の効率化に必要な基盤整備やスマート農業の加速化、さらには、地産地消の食育や、農業、農村に対する理解促進など、施策を総合的に展開し、生産力や競争力を高め、我が国の食料安全保障の強化と本道農業・農村の持続的な発展に最大限努めてまいります。

次に、ブルーカーボンについてであります。豊かな水産資源を育む藻場の育成と吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの取組は重要であり、我が国最大の藻場を有する本道のポテンシャルを生かし、積極的に取組を進めていく必要があります。

このため、道では、漁業者の皆様や、市町村、企業など幅広い関係者が連携協働し、取り組んでいけるよう、年度末をめどに、具体的な活動内容や道の役割、目標などを整理した推進方向の策定を進めているところであります。

今後、この推進方向に基づき、藻場、干潟を保全する地域の取組に対し支援するとともに、北海道独自に、昆布をモデルとする吸収量の算定や、クレジットを取得するためのマニュアルづくり、さらには、地域の企業等の多様な主体を結ぶプラットフォームの整備など、環境と調和した水産業の振興と、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンの取組を一層推進してまいります。

次に、栽培漁業の取組についてであります。本道の水産資源の維持増大を図るためには、栽培漁業センターでの健康な種苗を効率的に生産し、生育に適した海域に放流する取組を推進していくことが重要であります。

このため、道では、試験研究機関や栽培漁業振興公社等と連携し、エゾアワビの筋萎縮症の魚病検査や施設の消毒など疾病対策を徹底し、健康な種苗の安定生産と供給に努めるとともに、太平洋沿岸の貴重な資源であるマツカワについて、来年度から伊達センターの取水施設の整備に着手することとし、完成するまでの間、他のセンターを活用したバックアップ体制を整え、種苗生産を継続するなど、持続的な資源づくりに努めてまいります。

また、道内5か所のセンターを最大限活用しながら、ニーズの高いナマコの種苗生産を始めるなど、栽培漁業の取組を推進し、漁業経営の安定を図ってまいります。

最後に、森林づくりの推進についてであります。全国一豊かな森林に恵まれた本道におい

て、計画的な伐採と伐採後の着実な植林などにより、活力ある森林づくりを進めることは、ゼロカーボン北海道の実現にも資する重要な取組であります。

このため、道では、スマート林業の地域への定着をはじめ、クリーンラーチの増産や低密度での植林、路網整備の促進などにより、省力化や低コスト化を図るとともに、北森カレッジでの人材育成はもとより、林業事業者が実施する就業体験プログラムの充実に向け、新たな支援を行ってまいります。

また、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの普及や販路拡大に取り組むほか、「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を通じて、道民の森林づくりへの理解を醸成するなど、森林環境譲与税も活用しながら、市町村をはじめとした地域の関係者と一体となって森林資源の循環利用を一層進め、川上から川下に至る総合的な対策により、本道の林業・木材産業の振興を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）財務事務に係る書類の管理についてでございますが、契約書や支出証拠書類など、財務規則に定める書類の保存期間につきましては、貸付金などの金銭債権に関する地方自治法上の消滅時効を参考に、5年と定めているところでございます。

財務書類を含めた公文書の管理につきましては、実務上の効果と負担を勘案しながら、業務の性格に応じた適切な保存が求められるものでありますことから、道といたしましては、公文書の電子的な管理を推進するとの考えの下、国や他都府県の例も参考に、電子データによる保存方法や対象とする書類の範囲、民法などの関係法令を踏まえた期間の設定など、適切な管理の在り方について検討をしております。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）自民党・道民会議、笠井議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、「HOKKAIDO不登校対策プラン」についてであります。このたびのプランの策定に当たりましては、不登校児童生徒や保護者の皆様との信頼関係構築に努めている学校やフリースクールなどを通じて実情を聞き取るとともに、医師や臨床心理士等の意見を踏まえて分析を行い、不登校の要因として、学習内容の理解、心身の不調、友人関係、学校の風土や教員の指導など、複数の要因が複雑に重なっているケースが多く、不登校の長期化や必要な学びや支援にアクセスできないことにつながっていることが明らかとなりました。

こうしたことから、学校の風土に見える化し、みんなが安心して学べる場所にすることや、心のSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること、学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備することなどが必要であると考え、市町村教育委員会と連携をし、重点的、継続的に取り組むため、学校をいじめや教職員の不適切な指導等を許さない安全、安心な居場所にしていく

こと、空き教室で自分のペースで学習できる校内教育支援センターの設置促進などの取組をお示ししたところであります。

道教委といたしましては、プランが真に効果を上げるためには、学校、市町村教育委員会はもとより、フリースクールなどや、地域の福祉、医療等の関係機関との連携、家庭への支援が極めて重要と考えており、今後、不登校に関する有識者会議や北海道教育推進会議において、プランの進捗状況等の検証を受け、評価、改善を行い、道内外の先進的な取組事例を積極的に発信するなどしながら、本道の不登校対策の一層の充実に取り組んでまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。教員が健康でやりがいを持って働き続けることのできる職場環境としていくことは、子どもたちの学びの充実のみならず、教員志願者にとって魅力のある職場づくりにもつながるものと考えております。

このため、今後、新たなアクション・プランに基づき、業務の負担感やその改善に向けた意見など、現場の教職員の声を丁寧に聞き取りながら、学校や教員の実情に応じた業務の削減や見直しを徹底するとともに、学校で発生する事故など様々な案件について、より円滑に対応できるよう、事案の類型ごとに対応窓口や手順等をまとめたマニュアルを新たに作成し配付してまいります。

また、道立学校へのICT支援員の新規派遣や、副校長・教頭マネジメント支援員の活用による効果の検証など、支援スタッフのより積極的な活用と併せて、外部人材の効果的活用事例を各学校に幅広く周知し、適切な業務分担を推進するなど、働き方改革の実効性を高めてまいります。

道教委といたしましては、新たに定めた目標や指標の進捗を的確に把握しつつ、保護者の皆様や地域の方々など、幅広い関係者等の対話を通じて認識を共有し、連携協働しながら、教員一人一人が働き方改革を実感できる職場づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）自民党・道民会議、笠井議員の代表質問にお答えをいたします。

災害時における治安の確保についてであります。令和6年能登半島地震では、被災地域での空き巣や避難所における置き引き等の犯罪が発生しており、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など大規模な災害が発生した場合には、道内においても同様の状況が想定されることから、災害時における犯罪の取締りや被災された方々への防犯指導等は極めて重要であると認識しております。

このため、道警察では、北海道警察災害警備計画において、被災地における盗難被害や詐欺被害等の犯罪を取り締まるため、無人化した住宅街等を対象にパトロールを強化するほか、女性や子どもを対象とした犯罪被害の防止や、女性特有の困り事や不安の解消など、被災された方々に寄り添ったきめ細かい相談対応等を行うため、女性警察官を中心に編成したはまなす隊を避難所

等に定期的に派遣することとしております。

また、被災地以外の地域においても、義援金の募集を名目に現金や電子マネー等をだまし取る詐欺など、災害に便乗した犯罪の取締りのほか、防災関係機関と連携し、住民等に対して積極的な防犯指導に努めてまいります。

道警察といたしましては、今後も、自治体をはじめ、防災関係機関との連携を一層強化し、治安の確保を含めた総合的な災害対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 笠井龍司君。

○59番笠井龍司君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長及び警察本部長からそれぞれ御答弁をいただきましたが、以下、指摘をさせていただきます。

本道の電源構成等に関し、高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてであります。

先ほどの質問では、文献調査報告書案に関する知事の認識や受け止め等について伺ったところでありましたけれども、知事からは、会見で述べた従来の主張が答弁されたところであります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、道民の方々の間でも様々な御意見のある中、大変敏感な問題でもあり、知事としての立場で発言するのであれば、道議会などとの議論を十二分に踏まえて行うべきであると考えます。

また、情報発信に当たっては、タイミングや意見表明の場面など、いわゆるTPOを十分に配慮する必要があると考えます。

知事には、文献調査段階の評価の考え方に対するパブリックコメントの段階で、考え方を表明する機会があったにもかかわらず、そのチャンスを有効活用せず、実際に報告書案が示されてから、関係の市町村や道議会に事前説明なく、独自の見解を一方向的に表明したと言わざるを得ません。

このような進め方では、知事意見の正当性にも疑問符が付きかねず、道民の間にも不必要な意見の対立や分断を招き、将来に禍根を残すことになりかねません。

今後、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する情報発信に関しては、関係者とも十二分に協議の上、慎重に進めることが必要だと、そのことを指摘し、以上、指摘した事項を含め、引き続き、我が会派としてもただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 笠井龍司君の質問は終了いたしました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

高橋亨君。

○85番高橋亨君 _____、_____、_____。

____、_____、_____、_____、_____。
_____。

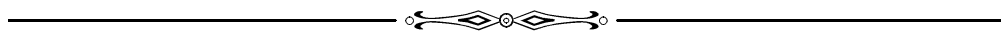
_____、_____、_____、_____、_____。
_____。

_____。

_____。
_____。
_____。（353字取消し）（発言する者あり）

○**富原亮議長** ただいま、高橋亨君より発言がございました。
議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

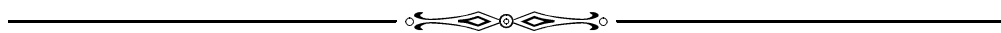
午後0時20分休憩



午後0時28分開議

○**議長富原亮君** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩前の本会議における高橋亨君の議事進行発言の取扱いにつきまして、ただいま、議場内におきまして議会運営委員会で協議をしていただきましたが、なお時間を要するというごさいますので、後に協議を願うことといたしましたので、御報告をいたします。
議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時29分休憩



午後3時45分開議

○**議長富原亮君** 休憩前に引き続き、会議を開きます。
あらかじめ会議時間を延長いたします。
休憩前の議事を継続いたします。
中川浩利君。

○**63番中川浩利君**（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、本年1月1日に発生した石川県を中心とする能登半島地震で犠牲となられました皆様に、哀悼の意を表しますとともに、大切な方を亡くされた御遺族と被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

道でも、発災後、間を置かずに職員を派遣され、現在でも多くの職員が現地で活動されていると聞いております。また、義援金、支援金なども道民の間に広がっており、道内の各自治体も見舞金や物的支援などを実施されていると承知しており、引き続き、被災地支援に全力を挙げて御協力いただきたいと思います。

それでは、以下、民主・道民連合を代表し、質問を行います。

まず、新たな総合計画について伺います。

先日、知事は、道政執行方針を明らかにしました。今定例会で示された新たな総合計画原案の考え方がベースにあるはずですが、その中身は具体性に乏しく、自らが主導して新たな政策実現

を模索する夢やチャレンジ精神に欠けており、上滑り感が否めませんし、知事就任からはや5年、この間、北海道の価値がどのように高まり、今後どのように高めていきたいのか、予算編成に関しても、控え目に言って総花的、抽象的、退嬰的、場当たりのなもので、知事独自の戦略が全く見えてきません。新たな総合計画のスタートを切る年に、知事だからこそ描くことのできる、この先10年の北海道の姿をロードマップなどで示し、目指す姿の実現に向けた道筋を明確にすべきであります。

また、今回の原案では、施策の効果的、効率的な展開と掲げられていますが、知事の政策推進の姿勢が明確でなければ、取組の実効性確保は困難であります。

そこで、知事は、総合計画の始動後、どのような道筋で目指す姿を実現し、どう政策の実効性を確保していくのか、所見を伺います。

次に、特に上滑り感が端的に表れているのが、令和6年度の道の重点政策です。

来年度当初予算は、新たな総合計画のスタートを切るための予算として、目指す姿である世界と地域の二つを重点政策の柱としつつも、地域を先に据えて、いかにも足元の道民生活が大切というふうに見せ方に腐心をしています。その内実を見ると、地域の柱にある生活や福祉、教育や医療といった政策はどれも小粒である一方、世界の柱には、GX投資やインバウンド対策、欧米プロモーションといった、華やかで世間の耳目を集め、見栄えのする、いわゆる映える事業が並んでおり、知事の軸足がどちらにあるのかは明白です。

また、道政執行方針で、知事は、徹底した現場主義を信条としてきたと胸を張りましたが、スクラムトークやなおみちカフェの例を見ても、本当に切実な地域の課題解決につながったとは評価できず、昨年度、地域と進めると大々的に打ち出した応援団第二章も、本年度、どこかへ雲散霧消しているほか、最も頼りとすべき応援団との連携も取られておらず、昨日の代表質問初日は、1967年ぶりの延会、そして、地域を所管する地域振興監ポストも総合政策部長との兼務になるとのことであれば、信条と実践が全く別物と言わざるを得ません。

知事は、映える事業ばかりに注力するのではなく、たとえ一つ一つは地味な取組であっても、しっかりと地域に根差し、地域を基軸とした政策に取り組むべきであります。

そこで、安心して住み続けられる地域をつくるため、道では、今年度はどのような取組に力を入れるのか、また、世界に広げる取組が道民の暮らしにどう影響するのか、知事の所見を伺います。

次に、人口減少対策です。

令和5年の人口移動報告では、北海道は5238人の転出超過となり、道内各地の中核となる都市でも生産年齢人口が大幅に減少するなど、地域社会の持続可能性が危ぶまれる状況です。

道では、こうした人口減少の要因も踏まえ、新たな北海道創生総合戦略の策定を進めていますが、令和6年度は、連携地域別の政策展開方針の策定や地域振興条例の点検も控えており、極めて重要な一年となります。上滑ることなく、地に足のついた計画を策定するためには、正しい現状認識の下、丁寧に地域の声を聞いて将来の姿を描いていく必要があると考えますが、知事は、

この計画策定をどのように進めるのか、また、実効ある具体的な人口減少対策を打ち出すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

次に、今回の道の重点政策における子ども・子育て関連の打ち出しを見ても、子ども応援社会の実現に向けた取組を加速するとうたってはいるものの、肝腎の中身は、既存事業や継続事業が大半で、画期的かつ目玉と言えるような道独自の取組も見当たらず、これも総じて小粒な印象が否めません。

国では、昨年末にこども大綱やこども未来戦略が取りまとめられ、こども・子育て支援加速化プランに基づき、今後3年間で集中的に次元の異なる少子化対策に取り組むとされており、財政面での議論は残っているとはいえ、一定の方向性が出そろったと言える状況であります。

2030年代に入るまでの間がラストチャンスとされる中、国の動向を座して注視する期間はどうに過ぎ去り、今回こそが道として大きく対策を打ち出すべきタイミングでしたが、知事の本気度は感じられません。

昨年6月に子ども応援社会推進監を創設するなど、体制面では少子化対策に本腰を入れたとはされていますが、器だけ整備しても、具体的な成果がなければ、また、時には大胆な取組に挑戦しなければ意味がありません。

知事は、国の戦略等も踏まえ、本道における少子化対策をどう進めるつもりなのか、第4期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」や北海道版子ども計画等の策定に向けた今後の見通しなど、中長期的な政策の進め方も含め、所見を伺います。

次に、道の経済政策です。

道では、現在、観光振興を目的とした新税の導入に向けた議論が進められています。

一方で、金融・資産運用サービスや、GX産業を道内に集積させるため、国の金融・資産運用特区制度の活用に向け、来月にも、既に札幌市が国へ提案要望している内容を全道域に拡大する追加提案を提出予定とのことですが、特区の提案に当たっては、公募要領上、地方自治体による税財政面の支援の提案が要件とされ、道も、札幌市同様に、税制優遇措置、すなわち道税の減免を検討しているとのことでもあります。

そうなりますと、観光分野では増税、金融やGXの分野では減税と、経済の振興に当たり、分野によってベクトルが異なる政策を展開することになりますが、例えば、逆に観光分野でも、各事業者への減税により観光振興を図ることも可能でしょうし、半導体や金融分野に新たな法定外目的税を創設し、そこで得た税収を関連産業の振興に充てる手法もあるはずで、そもそも補助金等の財政支援での対応もあり得ますが、そうした比較考量、検討は果たしてされたのでしょうか。

道内経済・産業の活性化方策に関し、知事は、減税と増税をどのような考えで使い分けているのか、知事の経済・産業振興に当たっての基本的スタンスについて所見を伺います。

次に、財政運営について伺います。

道は、新年度予算編成を踏まえ、今後の収支見通しや実質公債費比率の推計を公表しました

が、いずれの見通しも大幅に悪化に転じています。これは、道が国に呼応して道債の予算金利を1.1%から1.9%に引き上げたことが主たる要因とのことですが、知事はその著書などで自身の財政運営の成果として誇ってきた取組も、国債金利の設定いかんで、いとも簡単に吹き飛ぶことが図らずも明白となりました。

とりわけ、実質公債費比率の推計は、前回の見通しでは令和8年度をピークに徐々に低下する見込みでしたが、今回は後年度も高水準のまま推移する姿に変化し、そして、試算の最終年度である令和15年度には23.1%と、平成24年度と同水準に達するとのことでもあります。平成24年度といえば、道では一般職も含めた職員の給与削減を実施していた時期で、今回の比率の推計を目にした皆さんの不安は大きいと思います。

公務職場における人手不足が深刻化をし、また、官民挙げて賃上げを進めようとしている中、人件費カットが横行していた暗黒時代に時計の針を戻すことは決してあってはなりません。

こうした中、知事は、今後の収支不足の縮小や実質公債費比率の改善など、財政健全化にどう取り組むのか、所見を伺います。

次に、民間資金の確保について伺います。

行財政運営の基本方針等における道財政の中期展望は、国の名目経済成長率を参考に将来の道税収入を推計するなど、一定の経済成長を前提としておりますが、地域の人口減少が進む中、本道で期待どおりの税収が見込めるのか、甚だ疑問であります。

よって、多様な歳入確保の手段を用いることが不可欠で、行財政運営の基本方針でも歳入確保に向けたあらゆる手法の検討に取り組むとされていますが、知事は、1期目の公約で示していた稼ぐ道政というワードを最近あまり積極的には使っておりません。

道庁分のふるさと納税が13年連続の赤字となっている中、これまでも議論してきたとおり、道として、ふるさと納税の獲得目標の設定も考えられると思います。

札幌市と周辺自治体でつくるさっぽろ連携中枢都市圏が旅先納税を新たに始めるなど、ふるさと納税をめぐる情勢も日々変化していますが、知事は、今後、個人版、企業版を含めたふるさと納税や民間資金の確保をどのように進めるのか、所見を伺います。

次に、道庁イノベーションと組織体制について伺います。

知事は、定例記者会見で、多様な働き方やペーパーレス化の推進、オフィス改革、さらには契約業務の積極的な一斉点検の実施も含めた道庁イノベーションの推進と、各般の政策の新たな司令塔となる複数の部長級ポストの新設を含めた道庁組織の充実強化について言及しましたが、これらも、繰り返し恐縮ですが、上滑り感が否めないわけであります。

これまで、道では、スマート道庁やファシリティーマネジメントなど各般の取組を進めてきましたが、職員1人1台スマホの導入など、これまでの取組の成果やその評価、検証はもとより、従前の取組と今回の道庁イノベーションとがどのような関係性に立つのかも判然としません。

また、これまで、我が会派でも再三指摘し、改善を求めてきたとおり、そもそも道庁として、様々な政策課題について部局横断的な対応がうまくできていない現状の中、幾ら新しいポストを

創設したところで、船頭多くして船山に登る結果にしかありません。

そこで、知事の考える道庁イノベーションとは何か、スマート道庁等の従前の取組とどう違うのか、伺います。

また、今回の道庁組織の充実強化について、どのような考えで実施し、いかなる効果を期待しているのか、併せて伺います。

次に、昨年を振り返ると、行政執行に当たって、職員による不適切な取扱いなどが相次ぎました。また、委託事業者が関与した不正事案も続き、道は、その都度、道民に対する謝罪に追われ、原因究明と再発防止を約束してきたわけであります。

これらに関して、この場で個々の事案に関する議論はいたしません、こうした事案の発生は、何も昨年だけに集中したわけではなく、年度での増減はありつつも、幾度となく繰り返されたわけです。

そこで、こうした道職員による不祥事やミスが起こる背景や原因、また、これまでの原因究明による要因分析などを踏まえ、今後、不祥事等をどう防ぎ、道民の信頼や負託に応えていくのか、知事の所見を伺います。

次に、防災、減災について伺います。

発生から約2か月となる能登半島地震の震災対応をめぐっては、今後様々な主体により検証がなされると思いますけれども、中には、これまでの教訓を十分に生かせていない事例もあると考えます。特に、地震とそれに伴う津波に対して、我々も、再度、足元を点検し、ハード、ソフトの両面での備えに万全を期す必要があります。

実際、胆振東部地震からは5年以上、東日本大震災からは13年がたとうとしており、必要な備えも更新が必要になっている可能性もあり、中には、更新時に廃棄され、補充されていない物品もあるかもしれません。

今般の半島や元日といった地理的、時間的な特殊性をも考慮すれば、地域によっては、対策を根本から大きく見直す必要も出てくるかと思えますし、いずれにしても早急な確認と付随した対応が必要だと考えます。知事の所見を伺います。

次に、避難所に関しては、ジェンダーの視点、障がい者の視点、ペット同伴での避難など様々な課題が明らかとなり、特に道内では、暑さ、寒さに対する備えが大変心配をされる場所があります。

また、障がい者や要介護者の方、その御家族など、1次避難所にはいることができず、1.5次への退避例も見られましたが、1.5次は長期の滞在を予定していないことから、入浴など1次避難所で実施されている支援も行われていないとの話も伺っています。

今後の災害時における避難所の環境整備、その在り方、避難の行程等についても見直しが急務ですが、知事の所見を伺います。

次に、本道でも学校が避難所に指定されているケースが多くあります。避難の長期化と子どもたちの学びの再開との関係で調整が難しいとの話も聞くところでありますし、長期化すれば児童

生徒の心の問題もより大きくなることが想定されますが、児童生徒の学びの再開について、教育長に伺います。

あわせて、広大な本道において、今回の災害のような被災者の広域避難が生じることが想定されますが、道における対応について、知事の所見を伺います。

また、熊本県教委は、1月5日、「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」を石川、富山両県教委に対し送付しております。

道は、来年度当初予算に、被災地域に対する学校支援事業費として約430万円を計上していますが、それらの取組を参考にしつつ、積雪寒冷地である北海道に準拠したハンドブック等を整備する必要があると考えますが、教育長に所見を伺います。

次に、能登半島地震では、志賀原発は再稼働しておらず、大事には至りませんでした。現実には、道路の寸断により輸送物資や救助活動が妨げられたことに鑑みて、北海道においても、地震に伴う原子力災害時の避難経路確保について、これも早急に点検をし、見直すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、能登半島地震で想像を超える家屋倒壊が発生したことを、我々も重く受け止めなければなりません。UPZ内の家屋等の耐震基準調査が行われているのか、伺うとともに、特にエリア内の施設や住宅の耐震化を促進すること、家屋が倒壊してしまつては屋内退避が困難であることから、原子力災害時の避難行動そのものを再検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、医療・福祉課題について伺います。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと変わり、本道においても以前の日常が取り戻されつつある一方で、国からの支援措置も先細りしていくことになると考えられます。

コロナ禍で、地域の医療機関を支えるべく行われた様々な財政支援は、自治体病院など経営面での危機を一服させましたが、今後の見通しとしては、国の支援の減少により、コロナ禍以前に戻るか、あるいは、受診者の減少も相まって、さらに厳しい経営状況に陥る可能性が高いと考えております。

今般のコロナ禍も、地域の中核病院や自治体病院の存在がなければ、これを乗り越えることなど、およそ難しかったと考えるところ、今後も、道民の命と健康を守るために一定の継続した支援が必要と考えますが、併せて知事の所見を伺います。

また、同時に、保健所機能の大切さも十二分に理解できたものと思います。しかし、喉元過ぎれば熱さを忘れるの例えどおりに、人員配置を含め、徐々にでも保健所の機能を低下させるようなことになれば行政として大問題だと考えますが、次なる新興・再興感染症の蔓延への備えとして、どのように保健所機能の充実を図ろうとするのか、知事の所見を伺います。

次に、介護に関する課題について伺います。

厚生労働省は、本年1月、2024年度に改定する新たな介護保険サービスの料金体系、介護報酬を公表いたしました。介護職員の処遇改善に注力した一方で、訪問介護などの基本報酬は引き下

げられ、結果として介護分野における賃上げは2.5%と、物価上昇率に遠く及ばない数字となりました。

介護現場では、給与や待遇面でほかの職種よりも厳しい状況にあるとされ、一旦は就職しても離職するケースも多く、人材不足が叫ばれて久しい状況です。

そこで、国におけるこの改定が介護現場にどのような影響を与えるのか、また、介護人材の確保のための処遇改善をどう考えるのか、知事の所見を伺います。

次に、子ども医療費助成についてです。

昨年末、札幌市の子ども医療費助成制度は、令和6年4月診療分から、通院の助成対象年齢を現在の12歳年度末までから15歳年度末までに、また、令和7年4月診療分から、通院、入院の助成対象年齢も18歳年度末までにと拡大をし、所得制限などはあるものの、札幌市で子育てをする多くの皆さんにとって朗報だったと思っております。

この子ども医療費助成は、自治体ごとにばらつきがあり、対象年齢も就学前から18歳年度末までと格差とも言うべき差異が生じていますが、この制度をいつまでも市町村間で助成内容を競わせる事業のまま放置してよいのか、疑問であります。

一義的には、国が明確な予算づけをし、医療費全体への影響も考慮しながら、住んでいる地域や自治体の財政力に関係なく、全ての子どもが必要に応じて平等な助成や給付を受けられる制度へと転換すべきと考えますが、知事の所見を伺うとともに、国による制度の転換などがなされるまでの間、道として、こうした格差是正に取り組む考えはないのか、所見を伺います。

次に、経済と雇用対策について伺います。

昨年10月、最低賃金が1時間当たり40円上がり、960円となりましたが、依然として物価高騰の大幅な伸びには追いついていません。2月6日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査でも、実質賃金は前年比2.5%減と、1990年以降での減少幅は消費税増税のあった2014年に次ぐ大きさとなっています。

道は、2月7日に、北海道経済連合会や連合北海道などと、道内版政労使会議を開催し、春闘での大幅な賃上げに向けた共同宣言を採択しましたが、実質賃金の大幅な引上げに向けた知事の決意と、道としての具体的な取組について所見を伺います。

次に、道は、物価高騰対策として、お米券、牛乳贈答券を支給していますが、これは子育て世帯支援のみの対策であり、高齢者や低所得者層への対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、政府は、電気・ガス価格激変緩和対策事業を2024年4月使用分まで延期しましたが、道は、市町村と連携して福祉灯油の充実を検討するなど、電気・ガス・ガソリン・灯油代などへのさらなる対策が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、中小企業等への支援について、昨年の第4回定例会における追加補正予算で、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費が計上され、投資をすることができる事業者への支援とはなりましたが、コロナ禍で始まった実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融

資利用後の倒産が増えていると聞くところであります。

そこで、道による資金繰りに対する負担軽減あるいは経営支援策に対する知事の所見を伺います。

次に、道では、新たな雇用・人材対策基本計画の策定を進めていますが、現在、素案のパブリックコメントを行っており、議会議論を深めないまま、近く決定される見通しとなっております。

2050年には道内の6割を超える市町村で生産年齢人口が半減するとの推計もある中、観光や交通といった既に人手不足が深刻化している業種と、半導体やGXといった今後新たに人材確保が必要となる業種とのバランスをどのように取っていくのか、道として、明確な将来ビジョンと道庁における組織横断的な対応が求められますが、今後の雇用・人材対策についての知事の所見と決意を伺います。

次に、ラピダスに関し、数点伺います。

コロナ禍や、ウクライナ戦争など国際的な影響もあり、半導体不足というリスクが顕在化した現在、かつて我が国に優位性のあった先端産業が置かれる厳しい状況を打開するものとして、ラピダスが可能性を秘めていることに異論はありません。

しかし、様々な経済人あるいは専門家から話を伺うと、相当多くの課題があるとのことで、仮にラピダスが失敗したならば、北海道における先端産業は10年や20年の規模で立ち直れなくなる可能性がある、これも道内でこの分野に詳しい経済人の言葉ですが、今後、若年者など、道内の貴重な技術系の労働力を相当数振り向けることなども含めて、ラピダスが本道の経済、雇用に与える影響が大きくなればなるほど、その浮沈は本道の衰退を加速させ得るトリガーともなります。

既にプロジェクトは動き出し、もはや成功させるしか道はないと率直に思いますが、この巨大プロジェクト失敗時のリスクについて、知事の所見を伺います。

また、誘致に奔走したとする知事の責任あるいは決意等も併せて伺います。

次に、先日の経済委員会で示された北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン案では、ラピダスの立地を契機として、半導体の製造、研究、人材育成などが一体となった複合拠点の実現がうたわれ、迅速に実現するとされています。

一口に半導体製造と言っても、全てを一つとてできないことを考えれば、複合拠点の実現はラピダス社の成否にも関わるもので、プロジェクトの成功には道内先端企業等との連携が極めて重要であります。素案段階でも企業名そのものは多数上がっていたものの、これらの企業の中には、何ら話を聞いていないなどの声も聞こえていました。

そこで、こういった道内企業との連携の状況を伺うとともに、道も関連企業との有機的な関係の構築にもっと積極的に動くべきだと考えますが、所見を伺います。

次に、ビジョンの素案段階では、出荷額等の目標の妥当性や、達成するための戦略、取組の具体性に乏しいとの厳しい指摘を様々耳にしましたし、私自身も、目指す姿で触れられた全道への

効果の波及に関しては、取組こそ網羅的に書かれているものの、何か巡り巡って間接的にいい感じになるかもね程度の、ばふらっとした印象を受けるだけで実感はなく、案段階でもその部分はあまり変わっていません。

先ほど述べたように、将来的に北海道全体の浮沈に大きく影響を及ぼしかねないプロジェクトです。道内への投資や関係人口の拡大、新たな需要の取り込みによる地域の付加価値の向上等がありますが、これで果たして地域が活性化するのか、地域に人が残るのか、具体的効果を想定することは極めて困難であり、看過できません。

産業のコメに係る産業の集積が一体どのように地方の道民の腹を満たしてくれるのか、知事はより具体的に説明すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、エネルギー政策について伺います。

北海道電力は、1月19日、原子力規制委員会の会合で、泊原発3号機の再稼働に向けた審査説明終了時期が本年4月から6月までずれ込む見通しを示しました。これまで、泊原発の審査には10年以上が経過しておりますが、依然として再稼働は見通せず、一方で、維持管理費は既に計7000億円超に及び、こうした費用は全て電気料金に上乗せされて、北電の顧客である一般家庭や企業が負担しています。

国内で最も火山に近いとされる泊原発で、火砕流などからの安全性は影響評価がまだ初期段階であり、現時点では分かりませんが、今般の能登半島地震で明らかとなった地震による事故時の避難困難性などからも、泊原発は巨大なコストであるにとどまらず、地域住民には苛酷事故という重大なリスクでもあることを改めて深刻に受け止める必要があると思います。

直近の情勢を踏まえ、道として、主体的に、安全性のほか、経済合理性を再評価すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定に向けた文献調査に関し、今月13日、原子力発電環境整備機構——NUMOは報告書原案を公表いたしました。

報道によれば、知事が苦言を呈されたとありましたが、まず、報告書原案に対する知事の所見及び概要調査を見据えた対応について伺います。

また、今後、手続がさらに進み、仮に文献調査から概要調査に移行する場合、知事が現時点でも反対の姿勢で変わらないのであれば、当該の寿都町と神恵内村に対し、道条例を踏まえた対応を行うよう改めて要請すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ゼロカーボン北海道の推進について伺います。

ゼロカーボン北海道推進基金の5年間の運用方針には、再生可能エネルギーの地産地消の推進があり、現在、本道では、洋上風力発電に適した国の有望区域に5地域が指定されています。

そのうち、石狩市では、再エネの設備投資を行った企業の固定資産税や都市計画税を減免するほかに、地域内で行う小規模送電網の供給施設や、洋上風力発電の整備を行う人材育成を目的とした教育訓練、学習支援の施設建設も税優遇に加えることを表明しました。また、松前沖、檜山沖でも法定協議会を設立するなど、新たな産業や雇用創出に期待が高まっています。

再エネ発電においては、昨年10月に本道で発電された総電力のうち、40.8%を再エネが占めることから、本道における電源構成は大きく変わってきております。基金の積極的な活用などにより、さらに再生可能エネルギーの地産地消によるゼロカーボンを推進すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、いわゆる宿泊税について伺います。

多くの観光資源を持つ本道で、観光産業は今後の道内経済を支える大きな柱の一つであり、その振興を図るための財源確保が重要であることは論をまちませんが、税の導入となれば、道民や事業者、各自治体等の理解と納得が大前提となります。

その点、紆余曲折を経て今年19日に公表された「懇談会とりまとめ案」は、税収の使途や規模感、市町村との役割分担、税率や非課税事項、名称など、一定の整理がなされましたが、今後の北海道観光の姿、肝腎のビジョンといったものが見えません。

また、年間の税収見込みが60億円から45億円に減少することに、懇談会の中で、承服できないとの声が上がったとのことですが、こうした点も、そもそも新税を何にどう活用していくのか、明確なビジョンを示し切れていない証左だと考えます。

道内宿泊客のおよそ半分に上る道民を課税免除とせずに、導入に広く理解を得ようとするのであれば、少なくとも、この新税が観光振興の新たな取組に確実に活用されることや、その導入により道民や地域にもたらされるメリットについて、明確なビジョンの下、示されるべきであり、その上で、積み残された課題を整理し、道民や業界の皆様、市町村の不安を払拭すべきと考えます。

もちろん、知事の熱意も最重要であります。今後の進め方とともに、知事の所見を伺います。

次に、観光立国・北海道の実現を目指す上で、新たな税の導入を考える以外にも、国交省や観光庁などにおける観光地域づくりに対する支援メニューの積極的な活用や、それらを活用する団体との連携による効果の最大化が求められますが、知事の所見を伺います。

次に、こうなった以上、伺いますが、一部報道で、本定例会に追加提案される予定の観光関連予算について、団体の増額要望を受けて計上するとのことでもあります。

我々、道議会各会派を含めた各種の予算への要望については、本来、当初予算の編成過程で議論をし、当初予算で対応すべきものでありますが、全くおかしな進め方と言わざるを得ません。

そもそも補正予算の提案前にこのような報道が先行することも極めて遺憾でありますし、新年度予算の編成後に団体側から不満が出たという報道が事実であれば、これも、そもそも業界団体と道との信頼関係が全くできていないということでもあります。知事の姿勢はもとより、道政運営の在り方としても大きな疑問を抱かざるを得ません。

知事は、これらについてどのように認識をし、どのような考え方で追加補正の判断をしたのか、所見を伺います。

次に、地方交通・物流政策について伺います。

J R北海道は、先月末、抜本的な改善方策の提示を3年先送りする方針を正式に表明しました。中期経営計画の進捗状況や今般の改善方策を見ながら今後の支援額等が決まる予定でしたが、コロナ禍による人流の抑制などにより、評価が公正にはかけられない状況があったと理解をしています。

しかし、いかにJ R北海道の経営を支え、道民の足を確保していくかは喫緊の課題であり、先送りはできません。コロナ禍も落ち着き、これまでの日常が戻りつつある中で、今後も、道のリーダーシップの下、しっかりと利用促進等に取り組み、利用者増などの具体的な成果に結びつけていく必要があります。

現時点で、国の次年度以降の支援は示されていませんが、今後、道では具体的にどのような取組を行うのか、何うとともに、道として、J R路線存続に向けた施策をどのように図る考えか、路線維持に向けた知事の決意を伺います。

次に、バス路線の維持に関し、道がバス事業者等への支援などに取り組んできたことは承知しますが、依然として、道内全域で運転手の不足などによる減便やバス路線の縮小、廃止の動きが相次いでいます。これは、20代から40代の若い世代が低賃金や長時間労働を敬遠するなどバス業界の構造的な問題が背景にあることから、適正な運賃を確立して賃金を引き上げつつ、業務の効率化、生産性の向上などにより人材確保につなげる必要があると考えます。

4月から運転手の残業時間に年960時間の罰則つき規制が始まり、人材確保はさらに厳しさを増す可能性が高いことから、バス路線の維持にさらなる具体の対策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、自治体が運行するコミュニティーバスの利用客が伸び悩むことから、乗車効率やアクセス等の課題を解決すべく、道内にある複数の市町村において、AIを活用したデマンド交通や、ライドシェアに近い形でのボランティアドライバーによる運送がされていると承知をいたします。

一方、ライドシェアに関しては、今般、政府で検討されており、既に公共交通空白地域については国でも整理をされ、自家用有償旅客運送として自家用車の活用等が認められていますが、さらに拡大となれば、既存の事業者との競合など、コロナ禍から立ち直りつつあるタクシー事業者等に深刻な脅威を与えるばかりでなく、ひいては、利用者の安心、安全の確保や、ドライバー等の処遇の引下げを惹起し、かえって交通問題を複雑ならしめる可能性を有していると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、物流の確保について伺います。

これまで、トラックドライバーに過重な負担をかけながら、その努力によって荷物の配送が実現されてきましたが、ドライバーの高齢化や成り手不足は常態化し、待遇改善を実施しなければ、早晚、立ち行かなくなることは必至です。再配達を減らす努力など、様々な方策が実行されていますが、根本解決にはなかなか至っていません。

私の住む岩見沢市でも、スーパーをのぞけば、長崎や新潟、様々な遠隔地から野菜や物品など

が運ばれてきており、道内の物品を搬出するだけでなく、地域に品物が届かなくなるリスクの顕在化をも予測しなければなりません。

荷主との運送賃の交渉や、物流プロセスの課題解決、モーダルシフトも行っていかなければなりません。この2024年問題に、道として、これまでどう取り組み、今後どのように対策を打つか、知事の所見を伺います。

次に、環境政策、ヒグマ対策についてですが、春期管理捕獲の実施に係る財政支援やハンターの育成確保はもとより、鳥獣対策の専門職を振興局に常勤で配置するなど、体制の強化は待たなしの課題です。

どの部署も人手不足であります。島根県や兵庫県で鳥獣職として募集をしたところ、応募が殺到したとも伺っており、地域の関係者と密に連携すべく、就いてすぐに異動させるのではなく、5年、10年先を見据え、じっくり育成するなど、人員配置を考える必要があります。専門人材の配置及び民間ハンターの確保について、知事の所見を伺います。

次に、農業政策について伺います。

食料・農業・農村基本法が、25年ぶりの改正を目指し、一昨日、閣議決定がなされ、間もなく国会での審議がなされるものと承知します。国において、この二十数年間の農政を振り返り、足らざる部分を補い、現在の状況に即した方向性に修正することは重要ですが、一方で、本道農業はどうだったのか、この際、しっかりと振り返る必要があると考えます。

20年前と比べ、現在の北海道農業の状況は改善されているのか、農業者の経営は安定、向上したと言えるのか、また、農地は維持されているのか、もしできていないとするならば、なぜできなかったのかなど、率直に検証されるべきです。国の検証でも、20年前と比べ、農家戸数は減少し、農地面積は縮小、自給率においても、目標とされた数字に近づくどころか、逆に減少している状況にあります。

本道でも、この際、現状に基づいて、この20年間の施策の検証を行うべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、今回の水活の問題以降、規模拡大や土地改良事業、農地の移動や評価、はたまた農業経営など、多角的な問題となっております。だからこそ、施策当初の令和4年から8年という経過期間後の言わばポスト水活後の農政の在り方について、食料基地・北海道として主体的に考え、農政のあるべき姿を積極的に提言していくことが必要だと考えます。

また、稲作地域と同様に、主産地形成を同時に営んできた本道の畑作・酪農地域の生産現場では、過去最大の資材高騰と政策転換による収入減少などにより、この先の経営継続が極めて厳しい状況にあり、道内各地で今春を待たずに離農を決断せざるを得ない主業農家が相次いでいると聞いています。

道として、再生産可能な本道農業や農村地域のあるべき姿とも言える具体のグランドデザインをどのように描こうとするのか、知事の所見を伺います。

次に、林業政策について伺います。

本道の森林資源を適切に整備、保全していくためには、その担い手となる林業労働力の確保が必須ですが、低賃金等の待遇面での問題など、就業者の確保が難しくなっており、将来を見据えた対策は急務です。

こうした中、先般、政府は、令和6年度中にも林業・木材産業での外国人労働者の活用に道をつけようとしています。これまで外国人材が活用されなかったのは、他の産業に比べて事故の発生が多く、言語による意思疎通など、万が一の際の対処が難しいこと等が要因であると伺っています。

本来であれば、給与面を含めた待遇の改善により、人材を確保し、少しでも安全の確保に努めながら施策すべきだと考えますが、外国人材の林業・木材産業での活用及び事故の発生対策について所見を伺うとともに、林福連携や、かつて大きな担い手であった女性の活躍促進など、担い手の確保策について、併せて知事の所見を伺います。

次に、水産政策について伺います。

近年の気候変動や海洋環境変化の影響などで、本道における漁業生産量は減少傾向が続き、それらの影響を受けにくい栽培漁業の重要性は増していますが、道は、来年度、高級カレイのマツカワの種苗生産施設、北海道栽培漁業伊達センターを休止する方針を決めたと承知します。

伊達火力発電所の休止に伴い、飼育用の海水提供が途絶えるためですが、そもそも伊達火力発電所は、運転開始から40年以上が経過した施設であり、老朽化による発電休止・廃止は十分想定できたものと考えます。

そこで、こうした状況を招いた要因と海域の漁獲、地域への影響、センター事業の今後について、知事の所見を伺います。

次に、人権施策について伺います。

令和5年第1回定例会の我が会派の代表質問に対し、知事は、性の多様性について、より多くの方々に理解を深めていただくことが優先して取り組むべき政策課題とし、道としてパートナーシップ制度導入の検討は進めていないと答弁しました。

その後、昨年6月にLGBT理解増進法が施行され、地方公共団体の役割として、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解増進の施策を策定及び実施する努力義務が課せられ、また、パートナーシップ制度も、本年2月1日時点で、札幌など11市7町が既に制度を導入し、釧路など11市町も今後導入予定であって、道内人口カバー率は約7割となりますが、全国では、既に20以上の都府県がカバー率10割、100%を達成しています。

北海道も、こうした社会の変化に遅れることなく、知事も重い腰を上げて、道としての制度導入の具体的検討に入るべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、令和4年11月に内閣府が実施をした、アイヌに対する理解度に関する世論調査では、アイヌの人々に対して差別や偏見があると答えた人が21%であり、そのうち、差別や偏見をなくすために、アイヌの歴史と文化を深めるための教育や啓発・広報活動がより重要であると答えた人が多くを占めております。

そうした差別や偏見をなくすためにも、アイヌに対する理解度を深め広める施策、親しみ身近に感じられる総合的な戦略が必要と考えますが、知事は、アイヌに関する教育や啓発等をどのように進め、来場者数が伸び悩むウポポイなどの魅力発信にどうつなげていこうとするのか、所見を伺います。

次に、北方領土返還要求運動などについて伺います。

日ロ関係は依然として厳しく、平和条約交渉や四島交流等事業の今後を見通すことができない状況であり、北方領土の一日も早い返還を夢見て一心に運動を展開してきた元島民の平均年齢も88歳と高齢化が進んでおります。

また、内閣府が本年1月に発表した、北方領土問題に関する世論調査の結果によれば、北方領土の認知度は約64%と前回より低下をし、返還運動への参加意欲に関しては、あまりと絶対参加したくないとする消極派が約62%にも上ります。

北海道は、当事者意識、そして、この調査に危機意識を持ち、世論の啓発、返還要求運動の活性化、四島交流等事業の早期再開を図るべきですが、厳しい現状を打破するための各施策の展開方針について、知事の所見を伺います。

次に、教育課題について伺います。

長時間労働が問題とされ、早急に解決すべき課題とされている教員の働き方改革ですが、徐々に、課題疲れというか、解決の機運が弱くなっているように感じます。実際、北海道アクション・プランが策定をされ、2021年の第2期を経て、既に6年が経過したものの、いまだに目標は達成されておられません。

まず、教育長には、この間の教職員の多忙化解消の進捗について、現在の労働時間や超過勤務の状況とともに、率直な評価を伺いたいと思います。

また、中央教育審議会は、昨年8月、教師を取り巻く環境は危機的状況で、できることを直ちにに取り組むことが重要とする緊急提言を出し、現在は特別部会での議論も進んでいると承知しますが、文科省が、基本的には学校以外が担うべきとしている業務や、必ずしも教師が担う必要がないとされる業務、放課後、夜間の見回りや補導時の対応、給食費の集金、校内清掃など、これらの外部民間委託を積極的に進めることや、現場の声から聞こえてくる無駄な業務の削減を確実に図っていくことが重要だと考えます。あわせて、教育長の所見及び具体策を伺います。

最後に、いじめ認知件数及び不登校児童生徒の増加について伺います。

昨年10月に公表された文科省の調査によれば、2022年度に道内で認知されたいじめは3万4499件で、前年度比50.7%増、また、小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は1万2320人で、前年度比16.4%増と、過去最多を更新しました。また、1000人当たりで見ると、いじめの認知件数や中学生の不登校生徒数は、全国平均と比べ、本道は大幅に上回っている状況にあり、対策が急務だと考えます。

いじめの認知件数や不登校児童生徒の増加の要因をどう捉え、全ての子どもの健やかな成長や豊かな学びをどのように保障するのか、知事並びに教育長に伺います。

また、それらの施策の実効性を高めるための根本的な部分として、問題行動等に対応できるマンパワーの確保など予算措置が必要と考えますが、併せて教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、中川議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、新たな総合計画についてであります。人口減少が進行し、地域経済・社会の縮小が懸念される中で、道では、このたびの計画の原案において、計画の目指す姿の実現に向けた政策展開として、豊富な食や観光資源、再生可能エネルギーなど、各地域のポテンシャルを生かして、デジタル化や脱炭素化など時代の変化で生じる国内外の新たな需要を取り込み、産業の誘致、育成や、雇用の受皿づくりを進めるとともに、少子化対策はもとより、道外、海外からの人材誘致や、医療、教育、交通などの生活基盤を確保していくことで、誰もが安心して住み続けられる地域をつくっていくという考えをお示しいたしました。

また、この計画の推進に当たり、道としては、本道の将来を担う若い世代をはじめ、道民の皆様の理解と共感をいただきながら進めていくことが重要となりますことから、毎年度の政策評価を通じた点検評価により、政策の質の向上を図るとともに、策定後5年の時点で中間点検を行い、その結果に応じ計画を見直すなど、情勢の変化や新たな課題に対し、機動的かつ的確に対応することで実効性の確保を図り、計画の目指す姿の実現に向けて力を尽くしてまいります。

次に、今後の政策展開についてであります。令和6年度は、コロナ禍が明けて初めての通年予算であり、また、新しい総合計画がスタートする重要な一年となりますことから、私としては、足元の地域が直面する課題への対応とともに、将来を見据えた、本道の持続的な発展につながる取組を進めるため、積極的に地域に赴き、それぞれの実情などをお伺いし、職員とも議論を重ねながら政策を検討してまいりました。

具体的には、新たな総合計画の内容も十分意識し、安心して住み続けられる地域づくりに向け、子ども応援社会の実現など、誰もが暮らしやすい生活環境の確保や、新たに振興局で地域おこし協力隊を採用するなど、地域の発展に向けた支援体制の強化に取り組むほか、災害への備えを充実させるとともに、地域産業を支える人材の確保などに力を入れてまいります。

また、人口減少が進む中では、国内はもとより、海外からの需要の獲得が重要でありますことから、地域のポテンシャルを世界の視点で俯瞰しながら、本道の魅力を世界に発信することで、デジタルやエネルギー関連産業などを誘致するほか、道内各地にインバウンドの方々を取り込むとともに、我が国の食料安全保障に貢献する1次産業の振興を進め、それぞれの地域に多様な人材を呼び込み、新たな産業や雇用を生み出すなど、魅力ある地域づくりと地域経済の活性化を図り、北海道の確かな未来をつくってまいります。

次に、人口減少対策についてであります。人口減少と少子・高齢化が進行し、人口の偏在や地域活力の低下、担い手不足などの課題に直面している中、各地域が将来にわたって発展していくためには、地域固有の特性や多彩な地域資源を活用した取組を進めていくことが必要でありま

す。

このため、道では、地域づくりの拠点である振興局が、市町村をはじめ、地域の皆様の声を丁寧に向いながら、地域の実情を踏まえた施策の推進に向け、連携地域別政策展開方針を策定することとしております。

また、若年層や女性の転出超過など本道の人口動態の要因や、結婚、出産に関する若者の意識の分析などを踏まえ、地域の特性を生かした産業振興や雇用の創出、移住、定住の促進、女性が働きやすい環境づくりなど、より実効性のある人口減少対策が展開できるよう次期戦略の策定を進め、展開方針と一体的に推進することにより、市町村や道民の皆様、民間の方々などとも連携しながら、人口減少の抑制に向け、地域課題の解決に持続的に取り組み、誰もが安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めてまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。喫緊の課題である少子化の流れを変え、人口減少を食い止めるには、子ども施策の目指す姿を道民の皆様に分かりやすく、かつ、強いメッセージとして発信していくことが必要であります。

また、国のこども大綱では、大人が中心となっている社会の形を、こどもまんなかへと変えていくといった大きな方向性が示されており、本道の子どもたちを社会全体で応援するという機運を高めていくことも重要であります。

このため、道としては、議会での御議論はもとより、子どもの未来づくり審議会で協議をいただきながら、少子化対策推進条例の見直しに向けた検討を進めるほか、来年度に改訂する子ども未来づくり北海道計画をこども基本法に基づく子ども計画として位置づけ、条例等との整合性を図るとともに、市町村との情報共有を行いながら、策定を進めてまいります。

こうした本道の将来像を描くに当たっては、本道の未来を担う子どもたちの意見を道政に反映するための新たな事業に取り組むこととしており、また、こども未来戦略に掲げる加速化プランに対応するため、児童手当の拡充や出産・子育て応援事業などを着実に実施するほか、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、各般の施策を進めてまいります。

今後とも、子どもたちが健やかに成長していき、安心して子育てができるよう、こども政策推進本部で全庁を挙げて、若い世代の子育てや経済的支援などの施策を展開しながら、私が先頭に立ち、子ども応援社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、経済政策についてであります。現在、検討中の観光振興を目的とした新税については、コロナ禍以降の観光需要の回復状況を踏まえ、道内に宿泊される旅行者の皆様へ一定の御負担をいただきながら、安定的な財源を確保し、本道観光の持続的発展に向けた取組の強化を図るものであります。

一方、GX産業の集積に向けては、国の金融・資産運用特区制度を活用するとともに、GX事業者が、道内で多額の設備投資をするに当たってのインセンティブとなるよう、税の優遇措置を検討してまいりたいと考えております。

道としては、本道経済や産業の活性化に向け、それぞれの分野での振興策を検討する際には、

継続的な施策展開を図るための安定的な財源確保や、新たな産業を呼び込むためのインセンティブ導入などの手法に加え、必要となる道の体制整備など、様々な視点から効果的な取組を検討しているところであり、今後とも、こうした考え方の下、本道の強みを生かした産業の創出や振興などを図り、本道経済が力強く、持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

次に、財政運営についてであります。道財政は、道債に係る予算積算金利の引上げの影響などもあり、来年度以降に見込まれていた収支不足額が拡大し、実質公債費比率も高い水準で推移する厳しい見通しにあります。

一方、官民が連携して賃上げに向けた取組を進めている中、今後の給与改定に適切に対処しつつ、人口減少や地域社会の縮小などの政策課題にもしっかりと対応していくことが重要であると考えており、そのためには、持続可能な財政構造の確立が必要と認識しています。

このため、私としては、歳出削減やさらなる歳入確保、比率改善に向けた減債基金への積み戻しなどの取組を一層徹底し、財政健全化をたゆまず進めていくほか、働き方改革の推進や、新たに取り組む契約業務の一斉点検の実施などを通じて、行財政改革に向けた庁内の意識徹底につなげていくなど、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、官民連携の推進についてであります。人口減少が進行し、地域社会や経済の縮小が懸念されている中で、直面する様々な課題解決に向けては、地域の関係者に加え、民間の方々をはじめ、外部の多様な主体が参画することにより、その知恵や資金を活用した取組を進めていくことは重要であると認識しています。

道では、こうした認識の下、道と市町村の寄附獲得に向け、地道な企業訪問などを通じ、官民連携のプラットフォームとして、ほっかいどう応援団会議への企業や個人の参画を促進するとともに、ふるさと納税についても、市町村の返礼品に配慮しつつ、オール北海道でのPRなどの取組を進めてきており、応援団会議への参画企業数や道分のふるさと納税の寄附額は前年度からそれぞれ5割以上増加するなど、応援の輪が着実に広がりつつあり、私としては、官民連携の取組をさらに進めていくことが重要と受け止めております。

こうした中で、自治体間の寄附格差の拡大など、ふるさと納税を取り巻く環境も変化しており、道としては、先般設置した市町村との協議の場を活用し、今後とも、情勢変化に応じた新規返礼品の開発や、道内外でのセミナーなど市町村と連携したPR活動を機動的に行うとともに、寄附獲得に苦慮する市町村向けの相談会を開催し支援するなど、官民連携の取組をさらに進め、地域の活性化に結びつけてまいります。

次に、今後の行政運営などについてであります。道が直面する行政課題が複雑化、多様化している中、道庁が既存の枠組みにとらわれず、チャレンジし続けていくためには、行政サービスや職員の働き方など制度や仕組みを時代の変化に合わせ、あらゆる視点から柔軟に見直していくことが必要であると考えています。

このため、業務の効率化、省力化や、多様で柔軟な働き方改革をはじめとした、これまでのスマート道庁の取組に加え、来年度からは、新たに契約の一斉点検を通じた職員の意識改革や、挑

戦を後押しする組織風土改革、さらには、全庁的な視点などによるファシリティーマネジメント改革を一体的に推進することにより、道政運営の推進基盤の強化や道民サービスの向上、道民の貴重な財産の有効活用などを図ることとしたところであります。

こうした道行政のイノベーションの取組を推進するため、来年度の組織機構改正に当たって、関係部局の集約、再編とともに、司令塔となる部長相当職を設置しようとするものであり、今後とも、社会経済情勢や行政需要の変化に柔軟に対応しながら、その時々々の行政課題を的確に捉え、質の高い行政サービスを道民の皆様提供することができるよう、将来にわたり変革し続ける道庁組織づくりを進めてまいります。

次に、不適正事務などの防止についてであります。道では、これまで、コンプライアンス会議や職場研修などを通じ、職員の服務規律の確保と法令遵守の徹底を図るとともに、内部統制制度も活用し、業務の適正な執行に取り組んできたところであります。

こうした中、今年度におきましても、職員による不適正事務等が発生しており、これらの事案につきましては、法令遵守に対する意識の欠如や危機管理意識の不足、上司への報告を怠るなどの情報共有の不徹底や、事務処理のチェック体制の不備といったことが要因となっているところでございます。

道としては、内部統制制度の重要リスク項目の不断の見直しと職員への徹底や、研修など様々な機会を通じて、職員一人一人に公務員としての使命と責任を深く自覚させていくことはもとより、上司と部下との定期的な面談によるコミュニケーションの活性化や、新たに作成した管理職員のためのマネジメントテキストを活用した組織マネジメント力の向上を図るとともに、契約全般の一斉点検による契約業務の適正な執行の確保など、これまでの取組を充実強化しながら、組織全体として、不適正事務など不祥事の防止に向け、対策を徹底してまいります。

次に、防災、減災に関し、まず、今後の地震・津波対策についてであります。1月1日に発生したこのたびの能登半島地震では、厳しい寒さの中、多くの方々が避難生活を余儀なくされたほか、道路寸断により、救出、救助や支援物資の輸送、ライフラインの復旧にも影響が生じているものと承知をしており、半島を有し、沿岸部に集落が形成され、かつ、積雪寒冷地である本道にとって、改めて、ハード、ソフトの両面における対策を着実に推進していくことが重要であると認識したところであります。

このため、道としては、発生が切迫しているとされる海溝型地震に対し、関係市町において緊急事業計画の策定や津波避難施設の整備が着実に進むよう支援するとともに、日本海沿岸における被害想定を令和6年度中に公表できるよう取り組むほか、このたびの地震から得られる課題等も踏まえ、民間事業者等との災害時協定に基づく支援物資の調達体制といった受援の実効性確保をはじめ、道の地域防災計画などについても点検し、国における検証作業も注視しつつ、必要な見直しを急いでまいります。

また、ソフト面では、来年度、道路が損壊したことなどを想定した実践的な防災訓練のほか、厳冬期の避難所運営、宿泊演習を実施するなど、防災教育についても充実強化を図ってまいりま

す。

私としては、引き続き、国や市町村、防災関係機関と連携協力し、道民の皆様の防災意識の向上と本道の地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、原子力防災対策についてであります。原子力災害が発生した場合の避難経路については、あらかじめ複数の経路を確保するとともに、陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、状況によっては、自衛隊などの実動組織の支援を受け、海路や空路等による避難を行うこととしており、また、家屋の倒壊等により屋内での退避が困難な場合には、退避が可能な指定避難所への避難や、あらかじめ設定しているUPZ外の避難先に避難することとしているところであります。

今後、原子力規制委員会では、屋内退避に関する課題について外部の専門家などとともに検討することとしていることから、道としては、こうした国の動向を注視し、指針が改定された場合には、関係町村等とも連携し、適切に対応してまいります。

さらに、原子力災害時の防護措置や避難経路の確保などについて、これまでも様々な機会を通じて国に要請してきたところであります。道としては、このたびの能登半島地震を踏まえ、道の地域防災計画などについて点検を行うとともに、原子力防災対策のより一層の充実強化などについて、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に要請するなど、今後とも、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

なお、道内の住宅の耐震化率については、国が実施する住宅・土地統計調査に基づき推計しており、個々の住宅について調査を実施しておりませんが、住宅、建築物の耐震化を促進するため、引き続き、所有者に対して意識啓発を行うとともに、耐震改修費用に対する補助制度の活用を促すほか、補助制度が未整備となっている市町村に対しては制度創設を働きかけてまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、まず、自治体病院等についてであります。自治体病院をはじめとする公立・公的医療機関は、救急や小児、周産期などの不採算医療を担うほか、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響も受けるなど、厳しい経営状況が続いております。

道では、地域の中核的な公立・公的医療機関を地方・地域センター病院として指定し、施設設備の充実や医師派遣等の支援を行っているほか、国に対し、診療報酬の適切な見直しなどを要請、要望してきたところであり、令和6年度の診療報酬改定では、医療従事者への賃上げや新興感染症等への対応に係る評価の見直しが行われると承知をしています。

道としては、今後とも、地域で必要とされる医療を担えるよう、地域医療介護総合確保基金等を活用した支援を行うとともに、地方財政措置のさらなる充実を国へ要望するなどして、医療関係団体等との連携を図りながら、道民の皆様が道内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

次に、保健所機能の充実についてであります。地域の感染症危機管理拠点である保健所では、有事の際の即応力の強化や業務効率化など、感染症の発生・蔓延防止に向け、平時から計画

的に準備を進めることが重要であります。

このため、今般策定する感染症予防計画では、新型コロナへの対応を踏まえ、その発生や流行に的確に即応できるよう、平時は、現行機能を維持しつつ、あらかじめ有事の際の業務量に見合う人員数を目標に、体制の確保に努めるとともに、専門研修や実践的な訓練などを通じ、感染症対策を担う人材を養成し、資質の向上も図ってまいります。

また、こうした取組に加え、医療機関や市町村、消防など、関係機関とも連携し、有事に備えた地域の即応体制も整えるなどして、道民の皆様の命と健康、暮らしを守ることができるよう、保健所機能の充実強化に向け、不断の取組を進めてまいります。

次に、介護報酬改定などについてであります。令和6年度の介護報酬改定においては、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービスごとの経営状況の違いを考慮した見直しとなっており、処遇改善加算については、加算率の引上げを行うとともに、事業所が取得しやすいよう従来の三つの加算を一本化するなど、介護職員の処遇改善に向け、一定の効果が見込まれるものと考えております。

道としては、少子・高齢化により生産年齢人口が減少する中、介護サービスを担う人材を確保するためには、こうした処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用していただくことが重要と考えており、報酬改定後の加算取得の助言を行ってまいります。

また、今回の改定が介護職員の処遇改善に与える効果について、国は実態把握を行うとしており、その動向を注視するとともに、関係団体や現場で働いている方に実態をお聞きしながら、介護職員等の資格や業務量などに見合った適切な給与水準の確保について、国に対し、必要な働きかけを行ってまいります。

次に、子どもの医療費助成についてであります。道では、子育て世帯の負担軽減が図られるよう、対象年齢などを拡大しながら、乳幼児等医療給付事業を実施してきており、各市町村では、子育て支援や定住促進の観点から、この事業の対象を拡大するなど、独自の取組が進められております。

こうした中、国は、こども未来戦略に基づき、市町村の取組を支援するため、令和6年度から、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止することとしたほか、子どもにとってよりよい医療の在り方について検討することとしているところであります。

道としては、こうした国の動向を注視しつつ、引き続き、道内の市町村や全国知事会と連携しながら、国に対し、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国一律の助成制度を早期に創設するよう強く求めるとともに、道の給付事業を着実に実施しながら、どこに住んでいても安心して子育てができる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、賃金の引上げについてであります。本道は、全国より速いスピードで人口減少や少子・高齢化が進展し、人手不足が深刻化するとともに、道内の従業員の約8割以上の方々が働く中小・小規模企業にあっては、原油・原料価格の高騰が長期化するなどの影響を受け、経営環境が一層厳しさを増しております。

こうした中、道内の企業が物価上昇に負けない持続的な賃上げを可能なものとするためには、労務費を含むコスト上昇分の適切な価格転嫁や企業の生産性の向上が重要であります。

このため、道では、引き続き適正価格による発注に努めるとともに、関係機関と連携し、サプライチェーン全体において下請取引の適正化などに取り組むパートナーシップ構築宣言の普及を推進するほか、働き方改革の推進はもとより、伴走型の経営相談、専門家の派遣を行っており、道を含めた政労使が一体となって道内全体で賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。低所得者層への支援について、国では、年齢や世代などにかかわらず、住民税非課税世帯や、均等割のみ課税世帯など、定額減税の恩恵を十分に得られない方々に対しても給付を行っており、道では、こうした国の対策を踏まえ、食料品等の物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯への支援を行っているところであります。

また、エネルギー価格高騰等に直面している生活困窮者の方々などへの支援といたしましては、福祉灯油事業の交付基準額の引上げや、国の支援策の対象とならないLPガス利用者の方々の負担軽減などに取り組んでいるところであります。

道としては、こうした生活者や事業者への支援策の迅速かつ円滑な執行に取り組むとともに、国の政策動向を注視し、今後とも、地域や事業者の方々の声を丁寧に伺いながら、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

次に、中小・小規模事業者の方々への支援についてであります。新型コロナの5類移行後、社会経済活動が活発化する一方、エネルギーや原材料価格高騰の影響が長期化しており、経営基盤の弱い道内の中小・小規模事業者の方々には、業績回復の遅れや収益の悪化など厳しい状況にあると認識しています。

道では、これまで、事業者の方々への経営相談のほか、ゼロゼロ融資などの返済負担を軽減する低利な借換え融資の利用促進や、金融機関に対する返済条件変更への柔軟な対応の要請を行うなど、事業活動の維持継続を支援してきたところであります。

道としては、今回提案した予算案において、経営基盤の強化に資するよう、専門家の派遣に取り組むこととしているほか、地域に向いて金融機関などと意見交換を行い、事業者の経営状況をきめ細かく把握し、ニーズに対応した道融資制度の活用を促すなど、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模事業者の皆様に寄り添った支援に取り組んでまいります。

次に、次期北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。人口減少や少子・高齢化の進展に加え、多くの既存業種において人手不足が深刻化し、また、半導体関連産業など新たな人材ニーズが見込まれる中、地域経済を活性化していくためには、様々な手だてを講じ、人材の確保育成に努めることが重要と認識しています。

このため、道では、各関係団体等と連携し、産業を取り巻く人手不足の現状や課題などの適時的確な把握に努めるほか、北海道人材確保対策推進本部などを活用し、全庁一体となって、各産業分野の施策との連携を図りながら、働きやすい就業環境の整備を進めるとともに、女性や高齢

者、障がいをお持ちの方々など潜在人材の掘り起こし、道外からのU・Iターンの促進や外国人材の受入れ環境づくりに努めるなど、地域経済を支える人材の育成確保に取り組んでまいります。

次に、ラピダス社のプロジェクトについてであります。国の半導体・デジタル戦略では、過去に日本の半導体産業が自国企業のみで自前主義に陥り、世界のイノベーションから取り残されてしまったことにも留意しながら、産業競争力や経済安全保障、さらには、DX、GXの鍵となる次世代半導体技術とその製造拠点を確立することとし、千歳市において、ラピダス社が世界に先駆けて実現を目指す次世代半導体製造拠点整備事業が、国家プロジェクトとして本格的に動き出しているところであります。

私としては、ラピダス社の壮大なチャレンジに強い共感を覚え、世界最先端・最高水準の半導体を世界に届けたいとの思いから、同社の誘致を行ったところであり、このプロジェクトの動向及び地域の雇用、経済に与える影響などを注視しながら、引き続き、国や千歳市、関係機関などとの連携の下、今後想定される様々な課題にも対応し、まずは、期待される雇用の創出や関連産業の集積など、立地の効果を逃がさぬよう、このプロジェクトの成功に向け、本道の力を一つに結集して、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、半導体関連企業との連携についてであります。半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向け、まずは、半導体関連産業への道内企業の参入促進、取引拡大を進め、関連産業の集積を図ることが重要であり、道では、先月、札幌市内でビジネスマッチングセミナーを開催し、道内の半導体関連企業や大学、高専の連携につながる商談交流会を行ったところであります。

来年度におきましては、本セミナーの開催回数を増やすほか、複合拠点と道内各地の地域拠点が結びついた半導体エコシステムを構築するため、半導体に詳しいコーディネーターを新たに配置し、産学官の関係者によるネットワークの構築、強化を図ることとしており、こうした取組を通じて、道内の半導体関連企業との連携を強化しながら、複合拠点の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、全道への効果の波及についてであります。半導体・デジタル関連産業振興ビジョンの案では、人や資源が道央圏に集中するという懸念を踏まえ、目指す姿の実現に向けた方針の一つとして地域経済の活性化を掲げ、本道に優位性のある農林水産業や観光業などの産業や暮らしのスマート化により生産性や利便性の向上を図るとともに、地域資源を生かした企業誘致や地域への誘客の推進などを通じて、関連投資や関係人口の拡大などの効果を積極的に取り込み、地域の付加価値の向上を図ることとしています。

道としては、全道各地でビジョンの内容などについて丁寧に説明するとともに、地域の声なども踏まえながら、各般の施策を戦略的に展開し、道央圏のみならず、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、泊発電所についてであります。原発の安全確保につい

ては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われているところであり、道としては、原子力規制委員会において、最新の知見を反映した基準に基づく審査、確認を行っていただくことが重要であると考えております。

また、北電では、泊発電所は、燃料の供給や長期的な価格が安定しており、再稼働後は火力発電所の燃料費削減にもつながるため、安全対策に係る費用を加味した上で、適正な水準で電気料金を値下げしたいとしており、今後ともこうした北電の考えを確認してまいります。

道としては、原発は安全性が確保されることが大前提であり、その対策に必要な費用は、事業者が経営の中で、適切に確保するものと考えており、北電が利用者の方々に対し、安全対策費用や廃炉費用を含めた発電コストなど経済効率性について必要な説明をしっかりとしていくべきと認識しています。

次に、文献調査についてであります。さきに公表された報告書案では、北海道は、現在、幌延町での深地層研究を受け入れていること、最終処分場を道内に受け入れる意思がないとの考えに立って制定した条例があることについては記載されていたものの、対話の場における地域の様々な意見に関する記載や、道の条例制定の趣旨を踏まえて現時点で反対の意見を述べるという私の考えについての記載がなく、仮に、このまま報告書として取りまとめられ、全国で説明されれば、寿都町及び神恵内村では、概要調査の候補地が存在するとの結論に焦点が当てられ、国民全体の議論とはならず、北海道だけの問題となってしまうことを強く懸念しております。

最終処分の問題は、原発の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であり、こうした内容も盛り込んだ報告書やその説明会を通じて、北海道の状況や地域の様々な意見を広く全国の皆様に知っていただきたいと考えております。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、NUMOの報告書が取りまとめられ、必要な国の手続が経られた後に、道議会での御議論はもとより、様々な機会を通じて把握した市町村や道民の皆様の御意見も踏まえ、適切に対応する考えであります。

また、道では、これまでも、寿都町及び神恵内村に対し、条例の遵守や慎重な対応をお願いしてきたところであり、今後とも、適時適切に様々なレベルで対話を重ねてまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入促進についてであります。道では、再エネの導入を検討している市町村などに対してワンストップ窓口で相談対応しているほか、基金の積極的な活用により、事業の計画づくりから設備導入まで支援を行い、各地の特性を生かした取組の推進を図るとともに、コスト低減が見込まれる大規模な洋上風力の開発、導入や、再エネを活用するデータセンター、半導体関連産業などの集積に取り組んでいるところであります。

道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、国内随一のポテンシャルを有する再エネ資源を最大限活用できるよう、引き続き、地域における再エネの導入や、地域経済の好循環が期待できるエネルギーの地産地消に向けた取組を支援するなど、各般の施策を着実に進めてまいります。

次に、観光振興に関し、まず、観光を目的とした新税についてであります。道では、これまで4回の懇談会を開催するとともに、市町村や宿泊事業者の方々との意見交換や、宿泊者に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、税の使途や税率、課税免除などについて検討を進めてまいりました。

道としては、新税を観光の高付加価値化や危機対応力の強化といった政策目的と整合的な施策に充当し、道内外の旅行者の皆様への満足度や利便性を高めていながら、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく観光立国・北海道の実現を目指してまいりる考えであり、今後、道議会における御議論などを踏まえ、新税に関するこうした道の考え方について、さらに検討を深めるとともに、道内各地で説明会を開催するなど、新税導入の意義やメリットについて、事業者や市町村の方々をはじめ、道民の皆様にも広く御理解いただけるよう取り組んでまいります。

次に、国の施策を活用した取組についてであります。観光を取り巻く幅広い課題に的確に対応していくためには、国や関係団体との連携を効果的に図ることが重要であります。

こうした中、道内唯一の広域連携DMOである観光振興機構では、現在、国の施策を活用し、全道を対象とした2次交通の利便性向上に資するMaaSの推進に向けたプラットフォームづくりのほか、国や地域と協調して、広域周遊モデルルートの開発などに取り組んでおり、道としては、こうした機構の取組に対し、プラットフォームへの参画や負担金の拠出などを通じ、引き続き、積極的に連携協力を行ってまいります。

道では、今後とも、観光振興機構をはじめ、関係団体や事業者の皆様と一体となって、国の施策も積極的に活用しながら各般の取組を効果的に推進し、観光立国・北海道の再構築につなげてまいります。

次に、観光関連予算についてであります。道としては、昨年のATWSの成功を受け、アドベンチャートラベルの取組の強化を図ることとしている中、今年8日に機構が観光庁の公募事業への申請を行い、道としても、重要な取組と考えており、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について、鋭意検討を進めてきたところでございます。

道としては、施策効果が早期に発現されるよう取り組んでいくことが重要と考え、令和5年度予算として、所要の補正予算案を本定例会に速やかに提案すべく取り組んでまいります。

私としては、様々な方々の御意見をお聞きしながら、北海道にとって何が重要かという点を基本に、道政運営を行っており、今回の補正予算の提案につきましても、こうした考えに基づき判断してまいります。

なお、昨日の一部報道にあったような、外部に対する追加予算案の説明といった事実はなく、私としては大変遺憾に思っており、報道機関には申入れをしたところではありますが、情報管理の重要性については重く受け止め、予算をはじめ、様々な施策を構築する上で、道議会の皆様との丁寧な議論は不可欠と考えており、今後、情報管理をこれまで以上に徹底してまいります。

次に、地域交通・物流政策に関し、まず、鉄道網の確立に向けた対応などについてであります。

が、持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した経営努力を前提として、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力、支援が重要との共通認識の下、沿線自治体や道においては、関係者が一体となって様々な利用促進策を展開してきており、先般、北海道鉄道活性化協議会において、これまでの取組の総括を行うとともに、黄色8線区においては総括的検証が行われているところであります。

道としては、こうした鉄道活性化協議会での議論や総括的検証の結果も踏まえ、インバウンド客を含む国内外からの鉄道利用を促進するPRの強化に取り組むとともに、日常的な利用者の増加を図る実証事業など、全道的な観点で行う鉄道活性化協議会の取組と、地域の皆様が取り組む利用促進策との連携による相乗効果を図りながら、路線の維持・活性化に取り組んでまいります。

次に、タクシー等の移動手段の確保についてであります。一般のドライバーが自家用車を活用して有償で旅客輸送を行う、いわゆるライドシェアについては、国において、昨年12月、地域や時間帯などを限定した上で、タクシー事業の一環として輸送サービスの提供を可能とする新たな制度を本年4月から導入する方針を決定し、具体の制度設計を進めており、今後、運用方針などが示されるものと承知をしております。

道としては、新たな制度の活用に当たっては、安全の確保や利用者保護を最優先に、地域や交通事業者の方々などの理解と協力をいただきながら取組を進める必要があると考えており、道、北海道運輸局、北海道ハイヤー協会の3者が連携して、地域やタクシー事業者の課題認識や情報の共有を図るとともに、制度の活用に向けた地域の意向や課題などを把握するため、道から市町村に対するアンケート調査を行っているところであります。

引き続き、国の動向を注視しつつ、市町村やタクシー事業に携わるの方々など地域の皆様から丁寧な意見を伺いながら、関係者との一層の連携の下、地域交通の確保に向けた各般の施策に取り組んでまいります。

次に、物流対策についてであります。本道の物流の中核を担う貨物輸送事業者においては、人口減少や高齢化の進行に伴うドライバー不足に加え、本年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応などの課題に直面している中、道では、これまで、安定的な物流体制を確保していくためには、様々な関係者が連携し、取組を進めていくことが重要との考えの下、物流事業者や関係団体、行政が一体となって、トラック輸送の効率化や人材の確保育成などに取り組んできたところであります。

また、国では、物流革新に向けた政策パッケージを策定し、必要な予算措置を図るなど、物流を支えるための環境整備に向けた対策を示しているほか、荷主企業や物流事業者においては、荷待ち時間の短縮や、輸送契約の適正化による物流の効率化や商慣行の見直しなどに取り組むことが求められているところであります。

道としては、引き続き、関係者と一層の連携を図りつつ、鉄道輸送へのモーダルシフトの推進などによる輸送の効率化をはじめ、人材の確保育成や、物流事業者が適正な運賃や料金を収受で

きるよう、取引環境の改善に向けた荷主への働きかけを行うなど各般の取組を進め、情勢の変化に対応した安定的かつ効率的な輸送体制の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっており、実効性のある対策を進めていくためには、人材の確保と育成が必要と認識しています。

道では、新年度に、野生鳥獣対策を専掌する担当局長を新設するとともに、本庁及び振興局の職員をそれぞれ増員するほか、人材育成のため、ヒグマの現場対応を実践している関係団体へ職員を派遣するなど、体制強化を図ることとしており、今後も、引き続き、国や関係団体が主催する研修に積極的に職員を受講させるなど、専門的知識を有する職員を確保してまいります。

また、ヒグマの出没状況や被害の状況等を踏まえ、職員の優先的な配置に努めるほか、担当者をヒグマに関する研修会や関係団体との訓練に参加させながら、組織能力の向上を図り、地域の実情を踏まえた対応力の維持向上に取り組んでまいります。

さらには、振興局ごとに、道、市町村、猟友会などによる担い手確保のための検討会を設置し、地域における課題の共有や確保策の検討を行うとともに、新たに狩猟免許を取得しようとする方々を対象にセミナー等を開催し、狩猟者の裾野の拡大に努めるなど、狩猟者の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まずは、本道農業・農村の振興についてであります。本道においては、この20年間で、農業従事者が半減する一方、農地面積は維持されるとともに、農業産出額は2割以上増加し、近年、過去最高となるなど、本道の食料供給地域としての役割や期待はますます大きくなってまいります。

この間、道では、農業、農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づく北海道農業・農村振興推進計画について、施策の点検、検証を行いながら、おおむね5年ごとに見直しを行ってきたところであり、現在の第6期計画についても、今月上旬の北海道農業・農村振興審議会の中間点検において、おおむね順調に進んでいるとの評価をいただいたところでございます。

道としては、引き続き、食料、農業、農村を取り巻く情勢や地域の実態などを十分に踏まえ、施策を点検、検証しながら、効果的な施策の実施を通じ、我が国の食料供給地域としての役割を果たしてまいります。

次に、本道農業の目指す姿についてであります。現行の第6期北海道農業・農村振興推進計画は、本道の農業、農村が様々な情勢変化に適切に対応し、持続的に発展する将来像を「めざす姿」として取りまとめ、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための共通の指針として作成したものであります。

道としては、目指す姿の実現に向け、本計画に掲げる担い手の育成確保をはじめ、農作業の効率化に必要な基盤整備やスマート農業の加速化、輸入依存度の高い農作物の生産拡大などの施策を着実に推進してまいります。

さらには、食料・農業・農村基本法の見直しや、次年度に策定される基本計画の動向、地域に

おける水田農業の在り方なども踏まえ、本道の実情に即した国への政策提案を行うなど、生産者の皆様が、将来に希望を持って営農に取り組み、安心して暮らし続けることができる農業、農村の確立に努めてまいります。

次に、林業・木材産業における担い手の確保についてであります。本道においては、森林づくりの担い手不足が課題となる中、森林資源の循環利用を着実に進めるためには、多様な人材の確保と、従事者が安心して就業できる環境の整備が必要であります。

このため、道では、外国人材の活用に向け、関係団体と連携し、昨年から技能実習2号の対象となった製材分野において、制度の活用を促すとともに、植林や伐採といった林業分野で必要となる技能検定の試行に取り組んでいるところでございます。

また、北海道で働くことの魅力や、女性の林業従事者の方々が森林の中で生き生きと活躍する姿を広く発信するとともに、道や市町村、林業事業者などで構成する地域協議会の取組により、障がいのある方々が木材加工工場に就業した事例を全道に普及するほか、北海道労働局や関係団体と連携し、伐採作業における労働安全対策を徹底するよう、事業者を指導するなど、林業・木材産業を支える担い手の確保と、安全な就労環境の整備に努めてまいります。

次に、栽培漁業伊達センターでの種苗生産についてであります。伊達センターでは、取水施設を設けず、北海道電力の協力の下、隣接する伊達火力発電所が取水する海水を種苗生産に利用してまいりましたが、昨年1月、北電から当該発電所の経年化による運転休止の説明を受けたところでございます。

マツカワは、漁獲される資源の約9割が人工種苗によるものであり、種苗生産・放流事業が実施できなければ、漁獲量が大幅に減少し、漁業経営への大きな影響が懸念をされますことから、道では、速やかに、新たな海水の取水方法や種苗生産を継続するための対応策について、関係機関と検討を進めてきたところであり、今後、沖合に取水施設の整備を進めるとともに、施設が完成するまでの間、他のセンターを活用して、影響を最小限とするバックアップ体制を整えることなどにより、種苗生産を継続し、マツカワの持続的な資源づくりと漁業経営の安定を図ってまいります。

次に、人権などの施策に関し、まず、パートナーシップ制度についてであります。この制度は、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において、地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論、検討が進められていくことが望ましいものと考えており、制度の導入状況や自治体間の連携状況などを周知し、市町村の取組が進むよう支援してまいります。

道としては、性の多様性については、より多くの方々に理解を深めていただくことが現時点で優先して取り組むべき政策課題と考えており、引き続き、道内各地でのセミナー開催や講師の派遣など、当事者の声や思いを伝える手法により、理解の促進に取り組むことはもとより、性的マイノリティーの方々に関する道内外の施策の把握に努め、庁内で共有しながら施策の検討に活用するなど、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、アイヌの方々への差別などへの対応についてであります。いかなる場合においても差

別や偏見はあってはならないものであり、これまで脈々と受け継がれてきたアイヌ文化と、アイヌの皆様、関係者の方々に対する正しい理解が十分でないことが、その背景にあるものと認識しています。

このため、道では、関係機関と連携し、児童生徒には、アイヌ民族を理解するための人形劇や冊子による教育を、一般の方々には、専門家やアイヌ民族の方々を講師などにお招きしたフォーラムを開催し、アイヌの方々に対する差別の現状を事例を交えて分かりやすく伝えるなど、理解促進に努めているところでございます。

また、観光客の皆様には、ウポポイはもとより、道内のアイヌゆかりの地を訪れていただくことで、より一層、アイヌ文化への理解を深めていただくことができるような様々な広報、普及啓発活動を展開しているところであり、引き続き、多くの方々に何度も訪れていただけるよう、ウポポイの設置者である国、市町村や関係団体など、多様な主体とも連携して、人々の深い理解につながる効果的な事業を実施しながら、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、北方領土問題への取組についてであります。日ロ関係は依然として厳しい状況が続いておりますが、元島民の皆様の高齢化が進んでおり、この問題の解決に一刻の猶予も許されないところであります。

政府は、領土問題を解決し、平和条約を締結するという方針を堅持する、四島交流等事業の再開は、日ロ関係の最優先事項の一つとしており、こうした政府の方針を支え、後押しすることが重要と考えております。

こうした中、道では、SNSなどを活用した国内外への情報発信など幅広い啓発活動を展開しており、私自身、2月7日の「北方領土の日」に開催された北方領土フェスティバルにおいて、北方領土の早期返還を訴え、署名や返還要求運動への協力を呼びかけたところでございます。

道としては、今後とも、四島交流等事業の早期再開について、関係機関と連携して国へ働きかけるとともに、一日も早い返還に向け、若い世代をはじめ、多くの方々が北方領土問題に対する関心や理解を深め、返還要求運動に参加いただけるよう、強い意思を持って粘り強く取り組んでまいります。

最後に、いじめや不登校への対応についてであります。昨年10月に公表された国の調査結果では、いじめについては、その定義と積極的な認知への理解が広がったことや、教育相談の充実などにより、認知件数が増加したと考えられること、また、不登校に関しては、生活リズムの乱れや学業不振、友人関係、親子の関わり方などが、主な要因として挙げられており、道教委では、「HOKKAIDO不登校対策プラン」の策定に当たり、学校やフリースクール等から、現場の実情を聞き取るとともに、専門家の意見も踏まえながら、分析を行っていることと承知しています。

道としては、学校や家庭における様々な困難を抱える児童生徒への適切な支援を行っていくことが重要と考えており、国や関係機関と構成する各種協議会の場において、いじめ問題への対応

や子どもたちへの支援などについて意見交換を行うとともに、生徒や保護者の方々から道に寄せられた個別の相談についても、相談者に寄り添いながら真摯に対応し、必要に応じて、事実確認や学校に対する助言等を行ってきたところでございます。

今後とも、道教委と緊密に連携し、家庭や地域などの協力も得ながら、子どもたちの自己肯定感を高め、多様性を認めて互いを理解する教育の推進や、居場所づくりを進めるなど、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）最初に、防災、減災に関し、まず、災害時の避難所についてであります。道では、被災者の方々が長期にわたる避難を余儀なくされる場合にあっては、より良好な避難生活を送ることができるよう、市町村における避難所運営の基本的な手順を示した北海道版避難所マニュアルを平成28年に策定し、その後におきましても、国内初のブラックアウトに至った胆振東部地震における検証や、厳冬期訓練の成果、女性や障がいのあるの方々などの多様なニーズへの配慮、感染症への対応など新たな課題や知見を反映するよう見直しを行ってきたところであります。

また、道の地域防災計画では、高齢者や障がいのあるの方々など、配慮を要するの方々に対して、ホテルや旅館等を福祉避難所や2次避難所として活用することを市町村に促すとともに、そうした活用が円滑に進むよう、道と関係団体との間で協定を締結するなどしているところであります。

道といたしましては、今後とも、このたびの能登半島地震はもとより、様々な災害から得られた教訓や社会情勢等を踏まえるほか、北海道防災会議の委員の皆様や市町村などからも御意見を伺いながら、マニュアルを不断に見直すとともに、市町村や関係機関と連携し、防災教育の充実を図り、実践的な訓練を積み重ねるなどしながら、避難所が安心して可能な限り快適に過ごすことができる場となるよう取り組んでまいります。

次に、広域避難についてであります。道の地域防災計画では、大規模広域災害時に、円滑な広域避難等が可能となるよう、市町村間相互の応援協定や、広域避難者の移送に関して輸送事業者の方々などとの協定を締結するなど、災害時の具体的な避難や受入れ方法を定めた手順を定め、防災訓練の実施に努めることとしております。

道では、こうした計画に沿って、道内の市町村とは相互応援に関する協定、民間事業者の方々とは移送に関する協定を締結しておりますほか、北海道防災総合訓練では、被災市町村の避難者の方々を他の市町村が開設する避難所で受け入れる広域避難訓練を実施しているところであります。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を継続いたしますとともに、このたびの能登半島地震についての国における検証作業なども注視しつつ、引き続き、市町村や関係機関と連携

し、災害時において広域避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

最後に、地域交通の確保についてであります。バス事業者の皆様には、地域の暮らしや産業を支える重要な役割を担っていただいているところであります。多くの事業者の皆様が運転手不足に直面している中、本年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応が求められるなど、地域のバス路線を確保していく上で、運転手の確保は、より重要な課題と認識しております。

こうした中、道におきまして、全道各地での合同就職相談会の開催や、移住・観光施策と連携した道外プロモーションの実施、さらには、退職される自衛官の方々向けの就職相談会を開催するなど、運転手確保に向けた取組を強化するとともに、バス事業者の皆様が安定的に事業継続ができるよう、国や市町村と協調した運行費補助、そして車両維持経費等の支援のほか、利用促進につながる乗り方教室の開催などに取り組んできているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国に対して、地域の実情に応じたバス路線の運行に必要な予算の確保をはじめ、運転手の皆様の雇用環境整備への支援などを働きかけるとともに、交通事業者の皆様や北海道運輸局、市町村といった多様な主体と連携協力しながら、地域におけるバスのデマンド化をはじめ、路線の最適化を促進するなど、地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）民主・道民連合、中川議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、防災、減災に関し、学校への支援等についてであります。大規模災害後においては、学校生活を早期に再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要である一方で、児童生徒や教職員が安全かつ円滑に学校生活に戻るためには、災害発生後であることを踏まえ、児童生徒の心のケアなどに留意をしつつ、教育活動再開の準備を進めることが必要です。

また、このたびの能登半島地震のように、児童生徒が集団で居住地から離れて広域に避難する場合は、教育委員会において、避難先でも学習継続のための支援を受けられるよう取り組む必要があります。

道教委といたしましては、大規模災害が発生した際、学校再開に向けた安全確保や児童生徒の心のケアに関し、積雪寒冷である本道の地域特性を踏まえ、具体的な対応方法をまとめた災害対応のための教職員向け資料の作成に向けて内容を検討するとともに、本道でのこれまでの大規模災害時の対応、他県の取組事例等も参考として、道関係部局とも連携をし、被災した場合における適切な支援体制を整備してまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。働き方改革アクション・プランに掲げる各般の取組につきましては、学校現場に浸透しつつありますが、依然として、長時間勤務の教員が多い状況が続いており、業務の見直しが十分に進んでいないなど、これまでの取組が教員一人一人の働き方を大きく変えるには至っていないものと認識いたしております。

そのため、今後、新たなアクション・プランに基づき、現場の教職員との対話を重ねながら、学校の実情に応じた業務の削減や見直し、簡素化の徹底を図り、学校、教員が担う業務の一層の適正化を進めるとともに、道立学校へのICT支援員の新規派遣や副校長・教頭マネジメント支援員の活用による効果の検証など、外部人材のより積極的な活用により、適切な業務分担を推進するなど、働き方改革の実効性を高めてまいります。

道教委といたしましては、新たに定めた目標や指標の進捗を的確に把握しつつ、保護者の皆様や地域の方々など、幅広い関係者との対話を通じて認識の共有を図りながら、教職員が働き方改革を実感できる職場づくりを進めてまいります。

最後に、いじめ問題及び不登校への対応についてであります。本道における公立小中学校のいじめ認知件数と不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その要因として、いじめ認知件数については、法令におけるいじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったことのほか、アンケートや教育相談の充実、SNS等のネット上のいじめについての認知などが挙げられます。

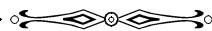
また、不登校児童生徒数については、教育機会確保法の趣旨が浸透したことに加え、コロナ禍により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことが背景として考えられるところであり、道教委といたしましては、全ての児童生徒の自己肯定感を育み、互いの個性や多様性を尊重しつつ、安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに取り組むこととしております。

このため、このたびの予算案において、いじめ防止や不登校児童生徒への支援の取組として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置はもとより、弁護士や医師等で編成する緊急支援チームなどの配置に係る予算を盛り込んだところであり、学校におけるいじめ問題や不登校児童生徒への支援体制の一層の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後5時40分休憩



午後6時1分開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中川浩利君。

○63番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、指摘を交え、再質問いたします。

まず、新たな総合計画の実効性の確保に関し、道政のトップリーダーである知事は、自らが掲げる目指す姿への道筋について、新しい景色、ビジョンを明確に描き、その手だても含めて道民に示していく責任があると考えますが、先ほどの答弁で、道民の理解と共感をいただきながらと

しながら、そのための道筋を示そうとしないようでは、知事の計画見直しによる北海道の未来づくりに対し、その本気度を疑わざるを得ません。

現行計画のように短期でころころと改定する猫の目総合計画とならぬよう、10年先の北海道の未来図を分かりやすく示し、目指す姿を道民全体で共有し、北海道の厳しい現実と向き合う具体の政策も広く示しながら、道民全体で総合計画の推進力を増やすことが求められますし、そのための努力を惜しんではいけません。

知事は、今後、どう道民の理解と共感を得ながら、計画に基づく政策の実効性を確保し、目指す姿を実現していくのか、改めて所見を伺います。

次に、重点政策について、知事からは、安心して住み続けられる地域づくりや、誰もが暮らしやすい生活環境の確保といった言葉こそ聞かれましたが、その中身は空疎であって、依然、上滑り感は解消されません。

道内の多くの地域では、希望する仕事もなく、人口減少が進み、コミュニティーの維持も難しくなっています。また、貧困や孤立にあえぐ方、性的マイノリティーの方など、暮らしにくさ、生きづらさを日々感じている道民が大勢おられるのです。

知事が誰もが暮らしやすい北海道を目指すのであれば、今まさに日々の生活に困窮し、支援を必要としている方々をはじめ、小さな声にも耳を傾け、大きく横たわる課題を一つ一つ解決していく地道な努力と、そうした方々に光が当たる政策こそが重要と考えます。

知事が目指す北海道の確かな未来をつくるためには、SNS映えするような地域の成功者や先駆者の声ばかりでなく、少数者の意見や声なき声を丁寧に拾いながら政策を形成していくべきと考えますが、そうした多様な意見の政策への反映手法も含め、知事の所見を伺います。

次に、人口減少対策は、まさに待ったなしの状況にあるにもかかわらず、知事から切迫感を感じられず、今後の対策や各種計画の策定に向けた考え方も、これまでの取組の域を超えるものではありませんでした。

知事が答弁した、安心して住み続けたいと思える地域づくりにとって、最も切迫をし、根源的な問題は、やはり人口減少であり、具体性を伴った政策を早急に講じることが不可欠です。

今後、一層の人口減少の加速化や、ラピダス等の進出により懸念される道央圏へのさらなる一極集中などの課題にどう対処していくのか、これは、単に地域づくり総合交付金を微増させただけで一朝一夕に解決するものではなく、明確な方針の下、効果の見込める政策を戦略的かつ迅速に、また着実に進めていく必要があります。

そこで、改めて、知事の言う安心して住み続けたいと思える地域の実現に向け、どのように人口減少対策を進めていく考えなのか、また、新たな北海道創生総合戦略及び連携地域別政策展開方針の策定に向けた知事の所見を伺います。

次に、子ども・子育て政策について、知事から、独自にできることは早期に取り組む、あるいは、私が先頭に立ち、子ども応援社会の実現に向け、全力で取り組むとの答弁がありましたが、その力強い言葉とは裏腹に、実際の道の取組は、やはり小粒な印象が否めません。

参考までに、お隣の青森県では、新年度予算で、子ども関連事業に271億円余を充て、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを重視した政策を打ち出しています。もちろん、271億円全てが新規事業でも県単独事業でもありませんし、単に金額の多寡だけを物差しに政策のよしあしを比較するのは乱暴かとも思いますが、来年度予算における目玉の一つとして、市町村に財源を配り、給食費の完全無償化を促す事業に19億円を新規に投じるとのことです。

少子化対策は、人口減少対策との両輪であって、コロナ禍の初期段階で、まさに知事自身が繰り返し口にし、強調していたように、やれることは全てやるのが、他県の例を見るまでもなく、今まさに求められていると考えますが、子ども・子育て政策に係る知事の所見と今後の対応について伺います。

次に、経済対策に関し、増税と減税の使い分けなど、知事の基本スタンスを伺いましたが、これも明確な答弁はありませんでした。

知事は、様々な視点から効果的な取組を検討と述べましたが、言い換えれば、その都度考えますということ、人はそれを場当たりの対応と呼びます。道民目線からすれば、北海道に投資する企業などには税制面での優遇を与える一方で、取りやすい一般道民、庶民からは税を徴収する、企業減税、庶民増税とも見え、その妥当性に疑問を抱く方がいてもおかしくないと思います。

また、GX投資への税制優遇が、知事が言うように、企業誘致へのインセンティブだというのであれば、一定の時限を切って集中的に投資を促すのが合理的だと考えますが、そういった考え方も現時点では明確に示されておりません。

さらに、GX投資そのものについて、規制の緩和や税制優遇により、例えば、外資が続々と道内に入ってくるのが、本当に北海道にとってメリットとなるのか、むしろ地場の金融機関等が淘汰されてしまうようなことになっていかないのか、懸念もあるのではないのでしょうか。

だからこそ、政策判断のプロセスの透明化はもとより、宿泊税の議論などでも再三指摘してきたとおり、道民に、目指す姿のビジョン、経済政策のメリットやデメリットについての丁寧な説明が必要なのです。

先ほども述べたとおり、為政者側の目線のみならず、道民目線で、現場の、地域の小さな声に耳を傾けることこそが求められます。

知事は、経済政策の推進に当たり、どのような点に重きを置き、どのように多種多様な意見を反映し、判断をするのか、改めて、そのスタンスと所見を伺います。

次に、道庁イノベーションに関する今般の道庁組織の充実強化について、知事は、制度や仕組みを、時代の変化に合わせ、柔軟に見直していくことが必要、また、社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応といった前向きな表現が目立ちましたが、職員の不適切事案に関するものも含め、過去のどういった反省や総括の上に見直し等を行ったのか、具体的な説明はありませんでした。

例えば、地域振興監の兼職化は、知事が、安心して住み続けられる地域づくりを掲げている中、地域軽視とも取られかねない改正ですし、道庁イノベーションが、巡り巡って道民や道内の

市町村にとってどのような効果をもたらすのかについても、幾ら道庁内部の問題とはいえ、組織体制は道政運営の根幹に関わる部分ですので、丁寧な説明が不可欠だと思うわけであります。

そこで、知事は、これまでのどのような課題や反省を踏まえ、複数の部長相当職の新設をはじめとする今般の組織機構改正に至ったのか、また、その具体的な効果や実効性の確保をどう考えているのか、所見を伺います。

次に、防災、減災のうち、避難所に関して、副知事から、今後もマニュアルを不断に見直す旨の答弁がありました。石川県の事例から言うと、1.5次避難や2次避難について、スピード重視で取組を進めた結果、県から具体的な手続の方法がうまく伝えられておらず、移動が進められない避難所があったということです。

また、広域避難に関して、これも、引き続き、副知事から、御丁寧に、道内の市町村や民間事業者との協定や広域避難訓練を実施しているとありましたが、札幌市などを走る月寒断層、これで、今と同じ冬場の晩、18時に地震が発生した場合、全壊1万3466棟、半壊2万2789棟との被害想定もされていますが、これで生ずる避難者に関しても、答弁にあったような円滑な避難が可能なのか、知事に確認をいたします。

次に、原子力災害時の避難行動について、防護措置や避難経路の確保など、道としてしっかりと点検することはもちろんですが、気になるのは、エリア内の住宅耐震化の進捗についてです。

これに関し、答弁であった、調査を実施していないで終わらせれば、間違いなく禍根を残しません。

早急に現状把握を行った上で、所有者や市町村に各種の働きかけを行うべきですが、知事の所見を伺います。

次に、物価高騰対策について、先ほどの答弁では、国の政策動向を注視し、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応していくとのことでしたが、現在の対策では、住民税非課税世帯や子育て世帯などに限られており、やはり不十分です。

物価高騰対策を必要とする、はざまの、そのまたはざまの所得者層あるいは高齢者など、国や道の支援策から漏れている方々への対策を検討するよう指摘いたします。

次に、新たな雇用・人材対策基本計画の策定に関し、将来的な道内人口の大幅な減少が推計されている中、知事の答弁からは、既に道民生活に影響を及ぼしている各業界の人材不足に、この計画が的確に対応できるという確信は得られませんでした。

計画素案で示された目標数値も、労働力率で、現状、令和5年の59.2%を令和9年で60%以上に、就業率も、現状57.6%のところを、計画期間内の各年は前年より上昇を目指すとしていますが、そもそも労働力率も就業率も分母は15歳以上人口であり、高校生が週1時間のバイトをしてもカウントされるようなうつろな指標であって、また、その母数の人口そのものが減少している現状での目標としては、率が多少上がったところで焼け石に水、ふさわしくないのではないのでしょうか。

そこで、この目標を達成した先に、道内の人材不足は解消しているのか、伺います。

また、現在、各職種や業種、その業界が、あるいは道庁、道教委、道警など官公庁ですらも、それぞれ働く魅力などを発信し、多様な人材確保策を懸命に行っておりますが、それぞれ限られたパイの奪い合いをしているにすぎないところ、未活用労働力の労働参加の促進はぜひ進めたいところではありますが、それ以外にも、各業種のバランスをどう取っていくのか、これが重要ではないのでしょうか。

結局は市場に任せるしかないのか、あるいは、全ては無理でも、道として可能な限りの調整をすべく道庁における組織横断的な対応を行うのか、改めて、今後の雇用・人材対策について、知事の所見を伺います。

次に、ラピダスに係る課題について、知事は、全力を挙げて取り組む旨を述べましたが、短期、中期、長期の各スパンで、仮に失敗したときの全道へのリスクに対する認識への答弁を避けたところなどに鑑みると、このプロジェクトの分析と、それによる覚悟が不足していると言わざるを得ません。

ともあれ、まずはリスクを明確にしていきたい。その上で、実際、専門家の中で、世界でまだ成功していない2ナノ半導体の製造成功を疑問視している人も多くいるわけであります。

複合拠点にしても、半導体の材料を扱う川上産業と、川下とも言える半導体ユーザー、両方が必要で、川上と川下、どのような企業の参入を目指すのかの認識がなければ、幾らビジネスマッチングを繰り返しても実は結びません。

ラピダスの成功と産業の集積という極めて高いハードルをクリアするために、道として、現状、何が必要で何をすべきか、明確にすべきですが、知事の所見を伺います。

次に、全道への効果の波及についてです。

ビジョン案では、計画の推進管理に当たっての目標値、KPIも示されましたが、その達成に向けたロードマップは現時点で具体的に示されておらず、令和6年度当初予算にもビジョンと連動した取組は見当たりません。

例えば、半導体関連企業数を現在の52件から10年後には108件に倍加させる目標の達成に向け、全道へのラピダス効果の波及をうたうのであれば、半導体産業向けの新たな企業立地補助金などの打ち出しや、さらに、道央圏とそれ以外で補助率や要件に差を設けるなど、道としての政策の方向性も、ビジョンとセットで示されるべきでありますし、逆に言うと、そういった具体策がない限り、全道への波及効果を求めることは極めて困難です。現状のビジョン案における全道への効果の波及を言われても、これでは眉唾と受け止めるよりほかありません。

また、ビジョンでは、パブリックコメントでの意見も踏まえ、今後の検討事項として、インフラ整備についても言及したようですが、出荷額の目標を達成するためには、道路や空港、港湾等を含めた物流網の整備への国の支援が不可欠で、ラピダス社への直接支援以外にも、中長期的に国の投資、支援を引き出していく必要があると考えますが、今後どのように対応していくつもりなのでしょうか。

知事は、このビジョンの策定を踏まえ、立地補助金の見直しや国の支援の獲得など、目標値の

達成に向けて、どのような道筋で、どう対応していくつもりなのか、所見を伺います。

次に、泊原発再稼働に関し、安全性や経済合理性への再評価について、知事の答弁は、それらは全て国や事業者が考えることだから、道は考える必要なしと要約できるものでありまして、道政執行方針の冒頭に、道民の命と暮らしを守ると高らかに宣言したのが誰だったのか、失念するほどの衝撃を受けました。

再稼働後は、電気料金の値下げをしたいとの北電側の発言にも触れましたが、東日本大震災後に、全国唯一、3度目となる値上げを予定する会社から、その料金が安くなりますと言われ、一体幾ら安くなるのかの情報もないのに、それを、まんま答弁に引用するようでは、道民の暮らしを守るとの掛け声もむなしく響くだけであります。

これまで、総体として莫大な維持管理費を負担してきた道民のまとめ役、代表として、しっかりと安全性あるいは経済合理性に関し検証し、道民の疑問や懸念に対する道としての答えを持つべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、観光振興を目的とした新税、いわゆる宿泊税の導入に関し、新税が観光振興の新たな取組に確実に活用されることや、道民や地域にもたらすメリットを、明確なビジョンの下、示すべきだとただしたところ、活用に関しては、新税を観光の高付加価値化や危機対応力の強化といった政策目的と整合的な施策に充当との答弁があり、また、ビジョンに関しては、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく観光立国・北海道の実現と、どちらも具体性や妥当性、実現性をはかりようがない曖昧な答弁があったところです。

いわゆる宿泊税の導入に当たっては、法定外目的税の趣旨を踏まえることは当然として、そこからさらに、用途の拡大解釈を許さないよう、新たな施策や既存施策の拡充などに限定するなど、大本となる税充当の考え方をしっかりと整理し、今後の議論の俎上にのせる必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

また、新税の導入により、道民への負担をお願いしてまでも知事が進めようとする観光立国・北海道とはどのような姿なのか、ビジョンに関わり、道民にも分かりやすく教えていただきたい思います。併せて伺います。

次に、今後、追加提案予定とされる観光関連予算について、その事業のための予算を、このタイミングで最終補正にねじ込んでまで成立させようとする臨時・緊急的な理由が、やはり全くよく分かりません。

また、当初予算を修正したり、冒頭で先議した補正予算に入れることも可能だったと思いますが、そうできなかった理由についても、再度、所見を伺います。

また、昨年の「HOKKAIDO LOVE! 割」の追加実施の表明も、あまりに唐突で疑義が生じましたが、今回の観光振興機構からの要請に応えたとされる予算の組み方は、これもあまりに強引で、これこそ場当たり中の場当たりと考えますが、これでよいのか、知事の所見を伺います。

次に、地方交通・物流政策についてです。

知事は、新たな北海道総合計画案の中で、医療、教育、交通などの生活基盤を確保し、誰もが安心して住み続けられる地域をつくっていくとの考えを示しましたが、現状、地域の足は先細るばかりで、とても安心して住み続けられる状況にはありません。

まずは、運転手の労働環境を改善し、給料を上げることで、魅力ある職業にしなければ、バス運転手不足を解消することはできませんし、多くのバス会社は赤字経営を続けており、企業努力だけでこれを実現することは極めて困難であることから、道として、より踏み込んだ支援など、強い対策を講じる必要があります。

また、地域公共交通の維持確保のためには、オール北海道で利用促進を図るべきところ、知事からの発信は極めて弱いと言わざるを得ません。鉄道活性化協議会で作成している六角精児さんのPR動画も、これはこれでよいのですが、知事自らJRやバスなど公共交通機関を意図的に、あるいは積極的に利用し、その姿をPR動画として道民の目に触れさせるなどして、全道的な利用促進を強く訴えるよう、これらを求め、指摘いたします。

次に、農業政策について、知事からは、本道農業20年の施策検証で、農地面積は維持され、農業産出額は2割以上増加、また、第6期計画の中間点検でも、おおむね順調に進んでいるとの評価があるとしましたが、①農業従事者は半減、②地域の活力は失われつつある、③昨年の生産資材価格も、統計が残る1951年以降、過去最高額、④また、農地面積は維持されているとする一方、農林業センサスなどでは、再生利用が困難な農地が令和3年に約1300ヘクタールもある、⑤さらに、2030年に本道の農家戸数は2万5000戸まで減少すると推測される、このような状況下で、⑥本道の基幹的農業従事者は50ヘクタール以上の経営者が5割以上となる、それら農業者は、重い負債とともに、増え続ける農地をその両肩に背負い、使命感で走り続けている、この状況で、現場の感覚は決して順調とは言えないというものと承知しています。

知事の言う、生産者が希望を持って営農に取り組み、安心して暮らし続けることができる本道農業の確立とは、一体何をもって確立したものとするのか、具体の事例や目標数値なども含め、見解を伺います。

次に、パートナーシップ制度の導入については、市町村において検討することが望ましいとの、相変わらず全くやる気を感じない答弁でありました。

かつての感染症対策で、道としての警報、アラートの発令等について質問した際には、道民の混乱を生じさせないために、全国統一的な考え方により取り扱うことが適当との旨の答弁が知事からあったと記憶しますが、こうしたパートナーシップ制度も同様に考えられないのでしょうか。

実際、市町村の中には、道での統一的な考え方による取扱いを求める声も聞かれますし、繰り返しになりますが、他の都府県にすら遅れるようで、何が世界の中の北海道なのか、真面目に考えていただきたいと思います。

今後も継続し、議論しますが、今は導入に向けた決断を求め、指摘いたします。

最後に、教員の働き方改革に関して、教育長から、依然として長時間勤務の教員が多いとの現

状認識がありましたが、だからこそ、道独自のさらに踏み込んだ対策が重要となります。

その点、大阪市教委は、独自の加配定数を使い、年度当初は学級担任を持たず、教員の欠員が出ると担任に充てる特別専科教諭を配置していますし、奈良県では、休日の部活動指導を廃止いたしました。また、千葉県教委は、未配置校も多い校種の教員確保に向け、教員として就職した人の奨学金返還を肩代わりする制度を設け、成り手不足対策を行っています。

予算の裏づけが伴うのは宿命ではありますが、道も、他府県の事例、あるいは、現場をはじめとする様々な声に基づき、可能性を排除せず、実効を伴う取組を不断に進めるよう求め、これも指摘といたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、新たな総合計画についてであります。計画に掲げる目指す姿や政策展開の基本方向などについては、道民の皆様、とりわけ若い世代の方々が将来に希望を持ち、これからもそれぞれの地域に住み続けたいと思っただけのメッセージとして、発信していくことが重要と認識をしております。

このため、道としては、計画の考え方について、様々な媒体を活用し、効果的な情報発信を行うとともに、職員が現場に出向き、地域の方々と直接対話を重ね、地域の特性や課題に応じた具体の政策立案につなげてまいります。

また、毎年度、政策評価を通じた点検評価を実施し、政策の質の向上を図るとともに、中間点検の結果に応じ、計画を見直すなど、実効性の確保を図り、目指す姿の実現に向け、本道の将来を形づくる総合計画の推進に力を尽くしてまいります。

次に、今後の政策展開についてであります。本道を取り巻く環境が大きく変化し、政策課題も多様化、複雑化する中、道としては、これまで、人口減少の進行や物価高騰の長期化への対応などについて、地域の実情を政策に反映するよう努めてきたところでございます。

今後とも、道政が直面する様々な地域課題を十分に踏まえ、私が先頭に立ち、地域づくりの拠点である振興局をはじめ、道庁全体で現場主義を徹底しながら、市町村をはじめとした幅広い関係者の皆様の声を丁寧にお伺いし、魅力ある地域づくりと地域経済の活性化を図るなどして、北海道の確かな未来をつくってまいります。

次に、人口減少対策等についてであります。道としては、地域の創意や主体性に基づく地域の実情を踏まえた施策を推進するため、地域づくりの拠点である振興局が、市町村をはじめ、地域の皆様の声をこれまで以上に丁寧に伺い、連携地域別政策展開方針の策定を進めてまいります。

また、次期総合戦略の策定に当たっては、本道を取り巻く情勢を的確に反映するとともに、地域からの御意見や北海道創生協議会における議論を踏まえ、地域における産業の振興や雇用の創出など、より実効性のある対策を検討し、展開方針と一体となって推進することにより、人口減

少の抑制に向けた取組を持続的に進めながら、安心して住み続けたいと思える地域の実現を目指してまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。本道の最重要課題である少子化の流れを変えるためには、子ども施策の目指す姿を道民の皆様に強いメッセージとして発信し、社会全体で本道の子どもたちを応援するという機運を高めていくことが重要であり、このたび、少子化対策推進条例の見直しに向けた検討を進めることとしたところであります。

今後とも、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができるよう、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、私が先頭に立ち、こども政策推進本部で全庁を挙げて、若い世代の子育てや経済的支援など、各般の施策を総動員しながら、子ども応援社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、経済政策についてであります。道としては、経済政策の検討に当たり、より実効性の高い政策となるよう、振興局や道の各種調査などを通じて把握した地域や事業者の方々の実情やニーズ、生の声などを踏まえ、本道が有するポテンシャルを最大限に発揮することにより、強みを生かした産業の創出や振興などに努め、力強い本道経済と持続的な発展に向け取り組んでまいります。

次に、道の組織体制についてであります。道では、来年度の組織機構改正において、1次産業分野における環境変動などへの対応や、国際政策の機動的、一体的な推進、さらには、業務改革やファシリティーマネジメント改革のさらなる推進などに向けて、関係部局の集約、再編を行うとともに、司令塔機能を担う部長相当職を設置し、道政の重要課題にスピード感を持って、的確に対応するための必要な体制を構築することとしております。

道としては、今後とも、社会経済情勢や行政需要の変化に柔軟に対応しながら、質の高い行政サービスを提供していくため、組織の総合力を最大限発揮できる組織体制づくりに取り組んでまいります。

次に、防災、減災に関し、まず、災害時における避難についてであります。市町村では、それぞれが策定する地域防災計画において避難に関する計画などを定めるとともに、各種の防災訓練も実施しているところであります。道では、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に行うことができない場合の広域避難等の実施に備え、各市町村との相互応援などの協定を締結するとともに、北海道防災総合訓練においても、広域避難訓練を実施しているところでございます。

道としては、今後とも、こうした取組を継続するとともに、能登半島地震についての国における検証作業なども注視しつつ、引き続き、市町村や関係機関と連携し、実践的な訓練を積み重ねながら、災害時において避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

次に、UPZ内の住宅の耐震化についてであります。UPZの区域を含む13町村においては、町村ごとに耐震改修促進計画を策定しており、それぞれの考え方にに基づき、住宅の耐震化率など、現状を把握した上で、耐震改修の実施に関する目標を定めているところであります。

道としては、これら町村と連携して、所有者に対する意識啓発や耐震改修費用に係る補助制度

の活用を促すほか、補助制度の未整備となっている町村に対しては制度創設を働きかけるなど、UPZ内の住宅の耐震化の促進に努めてまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、次期北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。が、人手不足が深刻化する中、道では、各関係団体等と連携し、産業を取り巻く人手不足の現状などの適時的確な把握に努め、人材確保対策推進本部などを活用し、働く意欲を持つ方々の掘り起こしやU・Iターンの促進、外国人材の受入れ環境づくりを進め、確実な就業につなげるなど、全庁一体となって、地域経済を支える人材の育成確保に取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業の集積などについてであります。が、道としては、まずは、ラピダス社が進めるプロジェクトの成功が何よりも重要でありますことから、国や千歳市などと連携し、インフラ整備や人材育成など、スピード感を持って取り組むとともに、受入れ環境の整備や、道内企業の参入促進、国内外の半導体関連企業の誘致を積極的に展開してまいります。

また、同社の立地を契機として、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、その効果を全道に波及していくため、北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンを今年度中に策定し、道民の皆様と共有の上、ビジョンに基づく取組を推進してまいります。

次に、半導体・デジタル関連産業振興ビジョンについてであります。が、道では、複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させるという目指す姿の実現に向けて、国や千歳市をはじめ、経済団体、企業、教育機関等とも緊密に連携しながら、道内企業の参入促進や人材育成・確保などに取り組むほか、企業立地の促進等を図る北海道産業振興条例に基づく助成制度の見直しを含む必要な検討を進めるなど、ビジョンで設定した目標値の達成も念頭に、各般の施策を戦略的に展開し、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、泊発電所についてであります。が、道としては、原発の安全確保については、規制委においてしっかりと審査、確認を行っていただくことが重要と認識しており、安全対策費用や廃炉費用を含めた発電コストなど経済効率性については、北電が利用者の方々に対し、必要な説明をしっかりとしていくべきと考えております。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。が、現在、検討中の新税は、観光の高付加価値化や危機対応力の強化といった政策目的と整合的な施策に充当していくこととしており、道としては、こうした考えの下、さきの懇談会で、現段階の使途の方向性としてお示ししたガイドの育成や2次交通の機能強化などを通じ、道内外の旅行者の皆様への満足度や利便性を高めていきながら、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく、魅力あふれる観光立国・北海道の実現を目指してまいります。

次に、観光関連予算についてであります。が、道としては、今月8日に観光振興機構が申請した観光庁公募事業の内容を踏まえ、これと連動し、施策効果をより高めていくため、国の事業では制限のあるマーケティングやプロモーションに関し、新たに必要となる取組について鋭意検討を進め、この時期となりましたが、施策効果を早期に発現するためにも、令和5年度予算として、所要の補正予算案を本定例会に速やかに提案すべく取り組んでまいります。

私としては、本道観光を取り巻く情勢をしっかりと見極めつつ、様々な方々の御意見をお聞きしながら、予算をはじめ、各般の政策の実施について適切に判断してまいります。

最後に、本道農業の目指す姿についてであります。現行の第6期計画は、2030年を目標年とする将来像を「めざす姿」として取りまとめ、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための共通の指針として作成したものであります。

具体的には、農業産出額1兆3600億円、食料自給率268%など、「めざす姿」で定めた指標を達成するため、担い手の育成確保をはじめ、基盤整備やスマート農業の加速化、輸入依存度の高い農作物の生産拡大などを着実に進めながら、生産者の皆様が希望を持って営農に取り組み、安心して暮らし続けることができる農業、農村の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 中川浩利君。

○63番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事に再々質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢のうち、新たな総合計画については、道民の理解と共感をどのように得ていくのか、また、重点政策については、多様な意見の政策への反映方法についてただしましたが、答えは不十分です。

重点政策をはじめとする今後の政策推進に当たって、市町村をはじめ、幅広い関係者の声を聞くとのことですが、実際はともかく、知事が現場主義を徹底するというのであれば、市町村や団体を通じ、間接的に現場の声を聞く、これだけでは十分ではありません。

昨日は、本定例会に追加提案される予定の観光関連予算について、団体の増額要望を受けて計上との報道がありましたが、こうした知事と直接チャンネルがある団体などの声ばかりに直接耳を傾け、その要望だけが仮にかなうようなことでは、予算執行面はもちろん、公平性などに多くの問題があり、決してあってはならないと考えます。

小さな声、声なき声を道政に反映していくためには、知事自らが、これまで以上に積極的に地域に直接出向いて、例えば、性的マイノリティーや、様々な困難や課題を抱える皆さんと直接対話する機会を設けることが重要かと考えますが、そうした声をどのように酌み取り、道政に反映していくのか、再度、具体的に知事の所見を伺います。

次に、人口減少対策や少子化対策について再度伺いましたが、実効性のある対策を検討であるとか、各般の施策を総動員など、これまでの域を出ない一般論としての答弁に終始しており、極めて残念です。

少子化の流れが加速を続け、もはや待ったなしの状況であることが明らかであるにもかかわらず、これはもう対岸の火事を眺めているというよりは、既に私どもの足を焼き始めている現象であります。

地域の声も聞きながら、関係部局との緊密な連携の下、全庁を挙げて取組を進めていくことは当然として、若者や子育て世帯への経済的支援などの新たな対策を、次々に、もっともっとスピ

ード感を持って打ち出していくべきであります。

今後の人口減少対策や少子化対策に対する知事の覚悟を改めて伺います。

次に、経済政策における知事の基本的スタンスを繰り返したましたが、理念も信条も感じられない答弁であり、これも残念です。

臨機応変と言えば聞こえがよいですが、先ほども指摘したとおり、知事は、結局、目新しい経済政策を都合よく取り上げて場当たり的に対応しているだけで、もしラピダスやGXがうまくいかなくなれば、臭い物に蓋をするかのように、また別の映えるネタに飛びつくような予感がびんびんといたします。

知事は、一たび定めた政策や目標にじっくりと腰を据え、一方で、道民にはそれぞれの経済政策のメリットやデメリットについて丁寧に説明を尽くし、理解を得ながら、未来、その行く先の結果までも含めて責任を持つべきであります。

改めて、知事は、経済政策の推進に当たって、どのような点を重視して、政策優先度などを判断しているのか、道民への説明や政策結果への責任をどのように考えているのか、その基本姿勢について伺います。

次に、雇用・人材対策基本計画について再度伺いましたが、答弁にあった、各関係団体との連携、現状の把握、人材の掘り起こしやU・I・Jターンの促進など、パイの拡大への取組は至極当然のことであって、これらにより人材不足が本当に解消するのかといった疑問、あるいは、各業種ごとの人材の奪い合いをどう調整するのかという質問に、いずれも具体の答弁はありませんでした。

この2点について、明確にお答えをいただきたいと思います。

次に、ラピダスに係る課題についてです。

知事には、このプロジェクトに対する覚悟や、全道への波及を含めた今後の道筋について再度伺いましたが、ここも答弁が不明瞭でありました。

そもそも今回のビジョン案で示された数値目標については、パブリックコメントを終えた後、先週の経済委員会で初めて示されたものと承知をしており、そうした手続の進め方自体に疑問を感じざるを得ませんし、目標値としての妥当性もその実現可能性も全くもって明確ではありません。

そこで、改めて、もはや引き返せないところまで到達しているこのプロジェクトへの知事の覚悟、そして、目標値達成への具体的な道筋について、再度、所見を伺います。

次に、観光振興を目的とした新税、いわゆる宿泊税の導入について、再質問の答弁に至っても、目的や用途に関連する税導入後の北海道観光の将来像は曖昧模糊のままです。

また、この税の導入が、魅力あふれる観光立国・北海道の実現にどう資するのか、議会で携わる我々でさえ様々に疑義が生じた状況下で、果たして一般道民からしたら、これはまた負担が増えるくらいのイメージしか持つことができません。このような状況では、とても大々的に観光立国をうたうことはできないと考えますし、これらは大きく変えていかなければなりません。

知事は、昨年の定例道議会で、導入目的の明確化を図り、関係市町村とも十分調整をしたいと答弁されましたが、観光を目的としない方も含め、全ての宿泊者をお願いをしようとするのであれば、逆に、それによりどのような便益を享受できるのか、より具体的で分かりやすい丁寧な説明を徹底的に尽くすべきと考えますが、そのための具体的な手法や時期等について、知事の所見を伺います。

最後に、観光関連予算についてです。

知事は、執行方針で、観光業の発展のため、アドベンチャートラベルを推進する旨の発言をしていたことからしても、当初予算での計上を基本とすべきであり、補正で対応しようとするのは筋が通りません。

このような付け焼き刃的な対応は、知事の施策に臨む姿勢、道議会、ひいては道民への丁寧な対応をすることへの意識が欠如していると指摘せざるを得ず、御乱心召されたとのそしりを免れません。

また、今回の混乱は、国の動向、それを踏まえた担当の道職員の対応などがしっかりとできていなかった結果であり、ひいては知事のリーダーシップの欠如に起因するものです。

我が会派としては、引き続き、厳しい姿勢で臨ませていただくことを申し添え、指摘いたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、今後の政策展開についてであります。私としては、道政が直面する様々な地域課題を十分に踏まえ、道庁全体で現場主義を徹底しながら、幅広い関係者の皆様の声を政策に反映し、魅力ある地域づくりと地域経済の活性化を図るなどして、北海道の確かな未来をつくってまいります。

次に、人口減少対策などについてであります。道では、本道の最重要課題である少子化の流れを変え、人口減少を食い止めるため、道民の皆様に対する強いメッセージとして、少子化対策推進条例の見直しに向けた検討を進めるとともに、今後とも、地域特性を生かした産業の振興や雇用の創出といった様々な地域課題の解決に持続的に取り組むなど、より実効性のある人口減少対策や少子化対策を展開できるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、経済政策についてであります。道としては、より実効性の高い政策となるよう、本道の強みを生かした産業の創出や振興などに努め、道民の皆様が安心して生活できる環境と、足腰の強い地域経済を構築することにより、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

次に、人手不足への対応についてであります。道としては、働く意欲を持つ方々の掘り起こしやU・Iターンの促進、外国人材の受入れ環境づくりなどの人材誘致に努め、確実な就業につなげるとともに、人材確保対策推進本部の活用などにより、人材の育成確保と円滑な労働移動の

促進に取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業の集積などについてであります。道としては、複合拠点を実現し、その効果を全道に波及させるという目指す姿の実現に向けて、ビジョンで設定した目標値の達成も念頭に、本道の力を一つに結集して、全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、観光振興を目的とした新税についてであります。道としては、さきの懇談会で、現段階の用途の方向性としてお示ししたユニバーサル化や、2次交通の機能強化などを通じ、税をお支払いいただく皆様の満足度や利便性を高めていく考えであり、今後、道内各地で説明会を開催するほか、引き続き、事業者の皆様方との意見交換を丁寧に行うなどしながら、新税導入の意義やメリットについて広く御理解いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 中川浩利君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月1日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時51分散会